



いうようなことで却つてそういう方面の支出というものが余計になるのじやないか。例えば緊縮財政ということであるならば、相当の失業対策といううなものも考えなければならぬ、そういう意味の公共事業というものは、これは狭めるわけにいかん、殖えて来るのじやないか。こういう点を考えますと、地方が今日行政能力を上げて行くために必要な最低限度というものであつてもむしろ今度の財政計画によりまして切られてゐるのじやないか。そうすると、そういうふうな中を狭く押えた上の財源補充と言つても、本當の意味の財源補充にならないのじやないかという心配もあるわけでありまして、この点……

○國務大臣(塚田十一郎君) これは非常に問題点でありまして、先ほど私も中央で減らしたために地方で殖やさないければならぬという部分を幾らか殖やしてあると申上げたのであります。が、これは私は考え方としては例外的な考え方であると思うので、やはり原則としては中央で減らすということの場合には、それに歩調を合せて地方も緊縮し、節約をして行くという行き方で行かなければならぬと思つております。中央で今まで出しておつたものが中央で減らすからして地方で殖やす、その殖やす財源を地方で見るということでありますならば、これは緊縮財政というものの方針が結局は実現できないうことになるのであります。中央で減らすというときには地方も歩調を合せて減らすというところ、初めて緊縮財政の実現というものが可能になるわけでありまして、従つて中央で減らすという場合には大体

歩調を合せて地方も減らして行くのだ、中央で減らして地方で若しやれないという見通しのものは、それは減らさないというふうな結論を出すのが正しいし、又そのように大體国の財政の場合には減らしてはおりますけれども、そのために地方が殖やさないければならぬという場合は原則としては国のほうで減らしてはおりないわけでありまして、従つて中央、地方を通じてやはり減らして行くものは、地方も中央も辛抱してもらいたいという考え方で物を判断をいたしておるわけであり

○加瀬亮君 長官の御説によりますると、地方自治団体の性格というものは非常に中央依存というふうな形に變えて解をしなければならぬというふうになるのじやないかと思つてゐます。例えば中央が減らせば減らすほど地方も減らすと言ひますけれども、ここで二つ考える面がある。中央が減らせば地方も減らすと言ひますけれども、減らす条件というものが中央と同じように地方にあるかどうかという問題が一つある。地方は相当財政が逼迫してゐるのでありますから、少くも経費の節減というものは相当程度自前でやつておる。その上に減らせと言つても中央と同様に減らせるかどうかという問題が一つあると思つてゐます。もう一つは緊縮財政という方向を強く中央が打出した、併しなから緊縮財政というものが地方が被つて行つて、同じように緊縮財政だと言つて地方で以て中央と同じように締切つたときに、緊縮財政の目的であるところの産業振興なり、経済計画なんというものがしほんでしまつては意味がない。そこで緊縮財政

という中央の方向を地方が受けて立つたときに、緊縮財政が及ぼすところのマイナスの面というものを地方で緩和しなければならぬという役割を地方自治団体としては当然やらなければならぬ。例えば経済計画もこのまま行かなければしほんでしまふけれども、そこに若干の緩和策をとつて産業振興なり、経済計画なりというものを、今まで引続いたものを何とか実を結びして行こうということは、当然これは地方としては考えなければならぬものな

○國務大臣(塚田十一郎君) これも中央が減らしても地方が減らせない部分もあるというところは私もその通りだと思ひます。殊に今までの財政計画の上では物件費などの場合には十分中央が伸びておる部分も伸びさないとおいて、減らす部分だけ減らして参つたのでありますから、それはとても一緒に減らせないというところで、先ず伸びるべき部分は伸ばしてしまふ、そうしてその總体の財政計画の上で国と歩調を合せて減らして行くという方向をとつてゐることは御承知の通りであります。

○加瀬亮君 私の申上げるのも、中央の緊縮した分をその分だけ地方で増さなければならぬ、出すべきだ、こういう意見じやないものであります。ただ国の支出全体を縮めると言ひまして、中央で緊縮財政をとつたその方向を地方も受けて立つというところは当然であります、その程度におきまして、中央の緊縮の程度と同じようなもの

のを地方がそのまま受けて立てるかというところになりますと、そこには若干の問題があるのじやないか、或る程度の緩和をしなければならぬ点が生ずるのじやないか。例えば先ほど申上げたのでありますけれども、原始産業と言ひましようか、農業府県なんかにおきましては供米ということが一番の大きな問題になつてゐる。供米というものを行政上の非常に大きな問題とするからには、当然多収獲というものが考へられるし、土地改良というものが考へられるわけでありまして、そうすると、そういう事業というものを国が緊縮だから地方も予算を組めないからと言つて放つてしまふにしておくと、行かなくなつて来る。そういうふうな点で地方の産業構造を推進させて行くためには緊縮財政に或る程度の緩和をさせなければならぬのじやないか、その緩和をする経費までも緊縮しろと言つても、それはちよつと地方としてはできないことになつて来る。そういう点、程度の問題であります、締め方が強過ぎるのじやないかと思ひます。

○國務大臣(塚田十一郎君) 私が中央の財政、殊に国の予算を見ておりますあれでは、私は今度の予算のときに、中央が締めて、地方にそのしわが寄つて来るというところは、中央が締めたから地方がそのあとを背負わなければならぬということでは意味がないからして、そういうふうな無理な締め方は中央においてもしてもらつては困るというところを強く主張し、従つて私は中央が負担するところから言つて、地方財政計画の上では全然私は持つて

おりませんし、又そのように自治団体  
にやつて頂く考え方もないわけであり  
ます。従つてそういう考え方でいる以  
上は、中央の締め方というものが地方  
にまでそういうしわが及んで来るとい  
うような締め方であつてはなりません  
し、又国の予算を検討いたします場合  
にも、私といたしましてはそういうこ  
とのないようにならざるを得ないとい  
うわけでありまして、従つて私は今度  
の程度の締め方というものは、それで  
以て国が締める場合には、地方が別に  
それをどうするといふ措置をしない  
でも、そういう方針で以て中央も地方も  
辛抱して行くのだという考え方で賄  
える範囲において中央の緊縮も行われ  
ておる、そういうように考えておるわ  
けであります。

○若木勝蔵君 ちよつと関連質問……  
今の問題は非常に大事な問題だと思  
うのでありますが、結局今度の二十九  
年度の予算は緊縮の一兆円の枠内にお  
けるところの緊縮の予算である、そう  
いふふうになりますれば、国の場合につ  
いてはどういう面に緊縮し、それから  
国で緊縮した場合においては地方も緊  
縮するというのは、一応私は筋が通る  
と思うのであります。国と地方が一体  
になつて緊縮して行くという方針は  
立つたかと思ふのであります。そこ  
で国がどういふ点について緊縮し、従  
つて地方がどういふ点について緊縮し  
ておるのか、この実態についてお伺  
いしたいと思います。

○政府委員(鈴木俊一君) 今年度の地  
方財政計画を作る場合には、只今大臣  
から加瀬委員にお答え申上げました通  
り、国と地方が同じような緊縮で財政  
計画を立てる、従つて節約すべきもの

も同じような考え方を以て節約して行  
く、こういうことにいたしましたわけであ  
りますが、そのうちで地方の財政計画  
の上では先ず節約額というものを百二  
十億組んでおるわけでありまして、こ  
れは物件費、旅費については国もやは  
り一割程度の節約をしておりますので、  
そこで府県と五大市につきましては  
一割程度の節約をするというふうにな  
らしてあります。ただこれが五大市  
以外の市町村に対しては一割そのま  
ま適用することは無理であろうというこ  
とで、これは五割の節約にしておるは  
ずであります。そういうことで百二十  
億という数字が出て来ておるわけであ  
ります。それから事業費のほうにおき  
まして、これは国が公共事業の巾を  
圧縮することによつて当然に地方も又  
それに應じてその仕事をやらぬ、従  
つてそれに対する地方負担額も減ると  
いうものがあるわけでありまして、併し  
これは国がやらぬから地方がやらぬ  
という場合だけでなく、中央が補助  
事業をやらなくなつたために地方が或  
る程度単独事業を代つてやらなければ  
ならぬという面もあるわけでありま  
す。その分はやはり若干見込んであり  
ますが、ともかく国の公共補助事業の  
減に伴う地方負担額の減というものを  
一面において見ておるのであります。

これは補助事業に伴う当然の減であり  
ますが、それから今一つは単独事業で  
ありますが、単独事業については国の  
公共事業の節約が約一割でございます  
から、それと大体同じような原則で  
単独事業につきましても一割、即ち約  
七十億の節約をいたしておるわけで  
その中には先ほど申上げたように補  
助事業がなくなつたが、併し地方の

単独事業としてはそれを見て行かな  
ければならぬというものをたしか三十億  
程度見ておつたように記憶いたしてお  
ります。そういうふうにして国の補助事業  
その他のいわゆる事業費の節約に伴う  
ものの節約も全く同じような原則にし  
ておるわけでありまして、そういう  
ふうにならして、庁費、事業費共  
に同じような原則で考えている。ただ  
地方に対する適用の場合においては、そ  
の原則を地方の実態に即するよう  
に、市町村のような小規模団体に同じよう  
なことを適用することは困難である。  
又地方に若干寄るべきしわを見て行か  
なければならぬという面でも単独事業も  
余計見ておるというふうな調整を加え  
ておるつもりであります。

○若木勝蔵君 そうしますと、今のお  
話によると、国が緊縮の方針をとつた  
ために、一番地方財政に響いて来るも  
のは、公共事業の補助の方面を緊縮し  
たこと、そうすると従つて地方のほう  
においてはそれに振替つてどうして  
もやらなければならぬのは単独事業  
である。ここに私は非常に大きな問題  
があるのだと思ふ。今のお話で  
三十億程度というふうなものが、とも  
かく単独事業で以てこれを補助の緊縮  
に對して振替えて行かなければという  
ように私は聞きとつたのであります。  
そういうことが結局のところ我々の心  
配しておるいわゆる国の緊縮が地方の  
負担を増大せしめるところではないか  
というふうなことになるのであります  
が、それが税というふうなほうにどう  
いう変化をしておるか、そのために地  
方税の徴収ということがどういふ変化  
を起して来ておるか、こういう点につ  
いて……

○政府委員(鈴木俊一君) 地方の財政  
につきましては或る程度の節約、節減を  
図る結果として、地方税のほうにどう  
いう影響を持つかというお話でござい  
ますが、これは直接的な関連というも  
のではないと思ふべきけれども、ただ団  
体によりましては、御承知のように赤  
字財政の所が相当あるわけでありま  
すから、事業費の面においてどうして  
も圧縮できないというふうな場合があ  
りますならば、他のあらゆる方法で増  
収を図らなければならぬ。その増収  
を図ります場合には、それは税という  
ような面に出て来る場合もございま  
し、或いは使用料、手数料といつ  
たような雑収入の面に伸びて来るとい  
う場合もあるかと思ふ。併しながら  
その直接的な関連といふものは  
ないのじやないか、一般的に関連では  
ないのじやないかと思ふのであります。

○加瀬完君 今次長さんの御説明によ  
ると、国の公共事業というものの肩代  
りに単独事業は或る程度やれるように  
考慮をしたということでありまして、  
たしか七十七億が単独事業も減つてお  
ると思ふのであります。で、公共事業  
のほうを減らす、それから単独事業の  
ほうも減らすということであれば、事  
業全体というものを減らすということ  
にならないか。それは経費は節約する  
ということになるかも知れませんが、こ  
れども、自治体本来の仕事というもの  
には大きな制約を加えたということに  
ならないか。こういうふうな考えられ  
るのであります。問題はそれは事務費  
でありますとか、その他の消費的経費  
を節約するのは旨けるのであります  
が、今までも地方団体の一番困つて  
いるのは投資的経費がだん／＼減つて

来るということだつた。その投資的経  
費を更にこういうふうな減らすという  
ことだつたならば、これは仕事ができ  
ないじやないかということにもなる  
と思ふ。私のさつきから伺つておる  
のは、そういうふうな一方では緊縮方  
針というものを強く打出しておる。そ  
れならば一体地方自治団体が好んで  
やらなければ、早く廃止すること或  
いは整理することを願つておる。こ  
の地方教育委員会とか、或いは各種の  
行政委員会というものの整理なり統合  
なり或いは廃止なりというものをな  
ぜ一体して、それから経費を出すとい  
うことは全然考慮の中に入らなかつた  
か、こういうことなんです。この点如  
何でしようか。

○国務大臣(森田十一郎君) これは加  
瀬委員の御意見では、緊縮をする場  
合には一般の経費を緊縮して投資的  
な経費を減らさないというほうが正し  
いのではないかと御意見であると思  
うのでありますけれども、まあさうい  
う考え方も一つあると思ふのであり  
ます。併し今度の二十九年度予算の  
場合の政府の緊縮方針というものは  
そういうものに限らないのでありま  
して、投資的な経費であるところが一  
般的な経費であるところが、とにかく  
経費であるものは全部詰める、そう  
いう考え方は全部詰める、そういう考  
え方で国の予算も成るべく枠を縮めて  
おるわけでありまして、まあ国がそ  
ういふ考え方の場合には私は地方も  
同じような考え方で行くべきではない  
かと、こういうふうな考え方を合  
せておるわけでありまして、併し地  
方と地方と調子を合せて行かな  
ければ政策というものの一貫性とい  
うものがとれないわけでありまして  
、そういう場合に御指摘のように地方教

育委員会でありまつか、そのほかのいむゆる経費の面においてもつと節減すべきものが確かに私どももあると思ひます。そのように努力しつつあるわけでありまつか、それがまあ十分実効をまだ挙げておらんのでありますけれども、併し問題を今投資的経費とそれからしてそうでない経費というように考えますならば、私は投資的経費というものは国民負担が可能であるならばもつと殖やすがよし、それからしてその他の経費というものはこれはできるだけ今度のような緊縮方針の有無にかかわらず締められるものは締める、無駄な機構はなくするというように努力をして行くべきものであつて、今度のこの緊縮方針と必ずしもこれは必然に繋つておるものではない、まあこれはこれで別途に又今後とも考えて行きたい、こういう考え方でおるわけでありまつか。

○加瀬完君 甚だ失礼な言葉でありまつか、大蔵省の当局から只今のようなお話を承わるといふことであれば、成るほどその立場がわかるのであります、自治庁といたしましては、自治庁からいろいろ出ております報告によりまして、自治団体が自治団体本来の独自の仕事ができない、投資経費の投入というものが非常に市が狭められて来るというのに対して憂慮をしておるたび／＼の報告を私も承わつておつたわけでありまつか。従ひまして、投資的経費だけは幾らでも出せ、ほかのものは削つてもいいと、こういうことではございませぬが、少くも現実の自治団体というものを考えますとき、国が緊縮をする同じ方向で投資的経費までも同じ市で緊縮をされてしま

つては自治体本来の仕事というものができなくなる虞れがあるんじゃないか。だから産業振興を阻むような虞れのある緊縮方針というものは少なくとも地方においては防がなければならぬ、こういうふうな考えられぬか。こういうふうな考えられぬとするならば、今度のこの財政計画を見まして、この切り方が激しいじゃないか、こんなに切られてしまつてはどうにも仕事ができないということにならないか。そこでせめて公共事業の面だけさん切られるならば単独事業の面だけでももう少しやれるような財源措置というものが考えられなければ、本當の意味の財源の補充ということにならない、こういう点で伺つておるんであります。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは投資的経費はなるべく節減すべきでないという考え方、財政を見るのは地方も中央も同じことだと思ふのであります、中央の今年の公共事業費の切り方自体でも、個々の切られた面を検討してみますならば、相当無理なものも私は切つておると思ひます。むしろ切るところじやない、もつと殖やすべきであるという考え方もあるとして、成立たないことはないと思ふのであります。同じように地方も私はそのように思ふのであります、ただそういうふうに考えられるのにもかかわらず、その他の経費も含めて投資的経費を今年のは中央も非常に無理をして節減したといふのは、そうせざるを得ない事情があつてのことでありまして、私はこの考え方は中央はそう考えてもいいが、地方は今まで投資的経費が少いからしてこれはそんなにその面に手を着け

ちやならないというような事態ではないと、こういうふうに考えておるわけでありまつか。

○加瀬完君 問題は独立財源の充実が果して目的を達しておるのかどうかという点であります、その点でもう少し伺いたいと思ふのであります、地方財政計画におきまして自然増を四百三十一億から見込んでおるのであります。修正によりますと、これは税区分の変更とか税率の引下等によりまして、もつと少くなつて来るということとが考えられる。そうなつて参りますと、この自然増というものの見方が少し過大ではないかと思ふのであります。

もう一つ、今度は歳出の計画におきましては、只今いろいろ御説明がありましたが、削減とか、経費の削減とかいふことが激しく削減されております。特に単独事業などにおきましてはその実施は甚だ困難な状態にまで追い込まれておる。こういうふうに入見込が少し大きくなって歳出は必要以上に詰めておる。こうなつて参りますと、自治体にとつて自然な状態とは言われないということにならないか。どうか。そのアンバランスのしわが計画を見ましても、手数料或いは使用料の大幅な引上げになつて現れております。又住民税などといったような大衆の負担の形が出て来るということも考えられるのであります。或いは又健全な公営企業と申しましようか、例えば競馬であるとか競輪であるとか競艇であるとか、こういうものはます／＼町村が苦しまぎれに拡張の方向をとつておるのであります。このギャンブルと申

しましようか、こういうものを黙認しなければ地方自治体の財政独立ができないというこの現状をそのままにいたしておきまして、地方財源が確保されたといふことが果して言ひ得るか、こういうふうなことも考えられると思ふのであります。そこで収入見込が過大ではないか、使用料、手数料等の、或いは住民税等の大衆負担というものが非常に重くかかつて来るのじやないか、そういう心配はないかということをも一つ。

第二には、ギャンブル事業というものを廃止して地方財政の立つて行けるような考慮というものは、その際は全然考えなかつたのか。

三といひましては、公共団体で行ふ不健全企業、これが地方自治の最大の仕事であります治安上、或いは教育上、産業振興上、与えておる悪影響といふものはこれはもう私もここで議論をするまでもないことであります。こういうふうな点をこの税制改正の場合どういふふうにお考えになられたか。以上の点を伺ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今加瀬委員のお話は、地方の節減が相当強く行われておる結果、いろいろ収入のほうに無理がかかつておるのではないかと、そのためにギャンブル事業と言われましたが、或いは不健全企業といったようなものを廃止すべきものも廃止できない、或いは収入見込が非常に過大に見積つておるといふような点がないかといふようなお尋ねのようでございませう。本年の節約は確かに百二十億も節約しております、苦しいわけではございませうけれども、この事業費のほう等につきましましては、約二百五十億余りの

節約の中心をなすものは、昨年の災害の復旧事業が本年は今の見込としては非常に落ちて来るといふところから、百六十億余りのものは当然に抜けるわけではございませう、又いわゆる特定道路の整備事業というので昨年四十億余り出しましたけれども、今年は事業計画が完了して終つたといふようなことで、そういうことで約二十億余りのものは当然にすぼつと抜けるわけでありまつか。半面失対事業などはむしろ昨年よりも十七億も余計見ておるというふうなことでございまして、その無理、相當の無理ではございませうけれども、見るべきものはやはり或程度見ておると思ふのであります。併しそれにもかかわらず一般の庁費の節約百二十億なんといふのはなか／＼辛い点はあるわけではございまして、そういう意味から御心配のようになつたかと存じますが、第一点の税収の見込額につきましましては、自然増収四百二十八億といふものでございませう、これはやはり主体は市町村民税或いは固定資産税、或いは府県のほうに参りますと、事業税或いは電気ガス税といったようなものであります、市町村民税の所得割は御承知のごとく前年の所得を押えるわけではございませうから、これはむしろはつきりと基礎がもう明確になつておるものであります、それに基づいて計算すると当然に例へば六十四億殖える、こういうことになるわけではございませう、又固定資産税の土地にいたしましては又宅地等の評価増が相当にある。又家屋なども新築のものが相当に殖えて来ておる。又償却資産など今日当然にこれは新らしく建設されたものがそれだけ殖える

いうふうなことで、これらのものもやはり八十億近くあるわけでございますし、電気ガス税等は消費増というところも当然に見込み得る面があるわけでございます。それから事業税につきましても、当然に見込み得る面があるわけでございます。法人事業税は前年所得を基礎にいたすわけでございまして、当然にはじき出されて来るわけでありまして、法人事業税につきましても、国税の法人税の収入見込額というものを基礎にしてとつておるわけでございます。それから、これは要するに国税、地方税を通じての年度収入として基礎のつきりしているものと、又本年度の見込につきましても、国税と相通する原則に従つて見込んでおきますので、そうこれは特に地方について無理な見込み方をしておるとは私も考えていないのであります。

又ギャンブル事業とおつしやいまして、競馬、競輪或いはそういうようなものの収入をできるだけ見ないようにする、或いはそういう企業自体をむしろ廃止するということがこれは道徳上の問題としても適當なことと言われましようし、又そういう不健全な収入に地方が期待をするということは確かに適當ではないと私も考えるのであります。そのゆゑ今年には国においては競輪の納付金を廃止する、或いは宝くじを地方に移譲して国としてはやらないといったようなことを先ず第一歩としてやつたわけでございます。

将来国のみならず地方の財政がかかる収入に期待をしないということになるというところは望ましいことでありますけれども、何分にこれらのものを今やめるといふことになりますると、地方の財政規模を圧縮しない限りはほか

に何らかの代り財源を求めなければならぬわけでありまして、一挙になかなかこれを廃止するというだけでは参らないというのが遺憾ながら実情であると思ひます。使用料、手数料等においても相当多くを見込んでおるのではないかと御指摘もございましたが、それも従来の経費によりましての伸びを基礎にして、従来の方式で見込んで行つて当然にあつたやうな数字が出るのであります。

その見方が若干多くはないかという御指摘ではないかと思ひますが、確かに我々ではないのでございまして、そのやうな面にもある程度の伸びを見込みますことは、この際といたしましては国全体の財政の緊縮を図る上から申しまして、やむを得ない結果と私も考えておるのであります。

○加瀬完君 これは大臣に伺いたいのであります。只今の御説明の中にもう大体見えておるやうなものであります。自治団体が公営企業と申しましようか、不健全企業という言葉を言うのは強過ぎるかもしれませんが、今言つたやうな競馬、競輪等をやらなければ地方財政が困り得ない、やむを得ずこれを許しておるといふお話であります。今度の税制を大修正する折にこういう問題はどんなやうな過程におきまして論議をされましたか。或いは又今廃止ができないというならば、或いは廃止の方向に政府のほうは考えがあるのか、或いは又こういうものを持つて

いる所は一応いいけれども、持つていない所は弊害を受けても全然原状は受けないといふことになつて、非常に団体の不公平もあるわけでありまして、こ

ういうふうな点で何か話合ひがおありであつたか、そういう点についてお話を頂きたい。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは国全体としての方針では、やはりこういうものを御指摘のやうに逐次やめて行くといふのが閣議の考え方であつたわけでありまして、半面にそのやめる第一の措置といたしまして先ず国がやめる、従つてまあ地方も一緒にやめるかどうかといふ問題であつたのであります。それが、まあいろいろ収入面を考へてみると、この収入の上げることの容易さ、それからしてそういうことによつて上げた収入が使われてゐる面の有効さといふものを考へて、奨励はしないにしてもまあ現在あるものは暫くの間地方で以てやらせてもらつて、地方財政窮乏の際の幾らかの足しにして行く。併し新しいものは余りこれから許すといふ考え方は国全体の方針がそのやうになつております以上はやらないう、こういうやうに漸進的にやめて行くといふ考え方にいたしておるわけでありまして。

○加瀬完君 重ねて大臣に伺いたいのであります。先ほど申しましたやうに、こういう事業をやつております府県におきましては、治安の上に或いは教育の上に、或いは産業振興の上にいろいろ支障があるのであります。治安なり産業なりといふことは一番地方団体としては大きな行政の面を占める仕事であります。その本来の仕事に支障のあるやうなものをそのまま許しておいて財源の一助にしようといふやうな考えといふものは、私はどうも多くの矛盾を感じるのであります。地方行政本来の仕事の上からいふと事

業がもたらす弊害といふものについて、長官はどんなふうにお考えでございまいしょうか。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは私もお尋ねのやうに何かしらの弊害があるし、又そのことのために治安の点などには影響を与えないといふこともまああると思つております。ただ世の中といふものはなかなか、そう理窟ばかりでも行かない面が多々あるものであります。まあ幾らかあることによつてプラスの面がまだあるやうなところを考へて、奨励はしないまでもまああるものは暫くやらせて行くといふことで、一つこの困難な際の地方財政の困難を成るべく早く乗り切つて行きたい、こういう考え方をいたしておるわけでありまして。

○加瀬完君 結局長官のお説によりまして、こういうものを認めてゐるやうであります。問題は理窟ではなくて、こういうものをやりたいといふ地方団体は一つもない。併しこんなものをやらなければバランスのとれない地方財政といふものに問題があるわけでありまして。こういうものを廃止して行くといふやうな方向を政府が持つならば、例えば国においては国営競馬をやめるとか、或いは宝くじなんかをやめたのであります。ところが、国が弊害を認めてやめたものを地方にはそのままやらせておく、而もそのやらないといふ方法には講じないといふことであつては、これは自治庁の立場としてはどうもおかしいと思つております。そこで地方財源を措置する今度のやうな大きな改正のときに、こういうものやらないといふやうな方法といふ根本的なものをなぜ一併考へなかつたか、そういう点を重ねて伺ひます。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは御意見のやうな考え方は、私はこういうものの収入が一般的に経常的な費用に充てられる、そして又そういうものがなければ一般的に事業も何にもやつていけないのだといふやうに財政計画がなつてゐる場合に、恐らく御指摘のやうな御意見がびつたりと当たると思ひます。私もそういう措置はやはり適當でないと思つておるわけでありまして。ただ現在の場合には特殊の団体にこういうものを許しております場合に、やはりその使途がおのずから例えば公営住宅でありますとか、或いはそういう住宅を作ることが特に必要とされる戦災都市でありますとか、そういう特殊の目的に向つてその利益が充たされるやうな場合にこれを許しておるわけでありまして、私はそういう場合には或る程度許して行つても、ここに運用の上で十分注意をいたしまして、成るべく弊害の起さないやうにして参ります。ならば、許されて然るべき問題ではないだらうか、こういうふうな考へておるわけでありまして。そういうやうな考へ方でありまして、一般的な地方財政の窮乏をどうするかといふやうな一般

的な問題については、おのずからこれは別個に考へるべきであると思ひましたし、又そのやうに不十分ながらそれをその考へ方で措置をしたわけでありまして。

○小林武治君 長官に伺ひます。今競輪等は今後許可しない、成るべくしない、誠に結構で、私もまああつたものは大反対。あんなことは要するに寺銭で地方財政を維持するといふことは本當に邪道だと思つておりますが、

又最近モーター・ボート競争、こういうものがはう／＼に話があるのです。これも同様に扱われるつもりかどうか、伺つておきたい。

○国務大臣(塚田十一郎君) 一般的の方針としてはそのように措置をしたと思うわけでありまして、ただ先ほども申し上げたように、それがどういう用途に向けられるかというところが、それも考え、それをどういうところが計画をされるかということも考えて、現在あるものについてそのままではやっておくという場合に、完全に新しいものは絶対に今後許さないというような方針も立ちたいと思ひますけれども、一般的の方針としてはやはり成るべく許可しない方針というふうに進めて参りたいと思つております。

○小林武治君 今の許可はこれは通産省か何かでやつておると思ひますが、自治庁は協議を受けますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 今のお話のモーター・ボート競争でございまして、これは運輸省のほうがそういう競艇場を設けますときに、自治庁のほうに一応の内部的な協議はあるわけでありまして、自治庁といたしましては、既存の競艇場にいたしましたもその他の施設にいたしまして、そういう施設を作るようなものについて例えは起債を見るというようなことは一切いたしておりません。それは何らかの財源を得て地方が作る、作つたものを使う場合は先ほど大臣から申上げましたように、戦災都市等を中心にして大体考えて来たわけでございしますが、戦災都市がだん／＼復興して参りますならば、将来そういう競輪とか競馬等をやめしてしまうということなら別であります。

れども、そういうものが残つておる限りは、そこから出て参ります収益というものを或る程度やはり従来よりも、特定の団体にだけ残すというよりも若干指定の巾をむしろ緩和して、或る団体だけが独占するということがないように、或る程度は調整的な許可指定というふうなことも考えているのじやないかと思つております。要するに自治庁はどういう団体がそういう事業をやるかというこの指定をするだけでありまして、競輪場の設置或いはモーター・ボート競艇場の設置ということは、それ／＼所管の省のほうの主務省のほうの扱いになつております。

○小林武治君 若し協議を受けるなら、そういう趣旨で以て私は新規の許可はやるべきだ、こういうふうな思ひのであります。又既存の施設につきましても、弊害のあることはむしろお役所は御存じないのだとさえ私は思ひのであります。現在でも競輪場はもとより今の馬券の場外売場というふうなものにつきましても、いろいろの問題が起つて来て、これは財政という問題よりもむしろ風教とか或いは道徳の問題として私は十分気をつけなければならぬと思ひます。今お話がありましたように戦災都市も大方復興を遂げて来ておりますし、こういうふうなものも或る程度度打切るといふふうな方向に進むべきものであると思ひますが、従つてましてや新規の許可というふうなことにしては是非一つ消極的態度をとつて頂きたい。こういうことを特に私注文を申上げておきます。

○若木勝蔵君 今のに関連いたしまして、私も伺ひたいと思ひます。今もお話がありました通り、これは全くただ単に地方団体の財源の取得をいう方面から考えまして、そうしていわゆる弊害というふうなものについては余り……、考へてはいるでしようけれども、それほど深刻に考へておられない。財政が貧弱なんだからやむを得ないだろうと言われるのが政府の腹じやないかと思ひます。これは何年かこの問題については問題になつておるのではありませんが、今の長官の答弁としては、自分も好ましいものじやない、いずれ何とか打ち切りたいと思ひ、こういうお話でありましたが、私はそれではまだ明確な答弁になつておらないと思ひます。これを停止してしまつて、そうして他にどういふふうな財源を求めろか、その研究が自治庁においては本当にやる気なれば、もう研究がされておらなければならぬと思ひます。であります。若しこれを打ち切つて他の財源に振替へるとしたならば、今のところはどうかいふふうな方向を持つて御研究になつてゐるか、この点を伺ひたい。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは若しやると思ひますならば、当面の措置としてはやはり起債による以外には方法はないと思ひます。ただ起債によるという場合には、起債は当然これは当該自治団体の債務でありますから、そういう起債を起す場合に将来そういうものの元利償還というものが将来の一般的の財政計画の上に乗るといふこととでありませなければ、そのときに起債ができるからするといふ考へ方では、やはり先長い財政計画というものを頭に置くときに不健全さといふものが

が出て来る団体もあり得ると思ひますので、起債以外には方法がないが、併し全部の団体が起債によつてそういうものをやつて、将来長く問題を当該自治団体の財政計画の上に残すというわけにはやはり行かない。そういう意味におきましては成るほどそのときにおきましていろいろ／＼副次的な弊害といふものも若干出て参りますけれども、こういう収入で賄つておるといふことであれば、当該自治団体に将来の負担を残さないという意味においてはやはり当該の自治団体が非常に熱望される場合には、十分に検討しながら弊害のないようにしつつ或る程度見てやるということもやむを得ないのではないだろうか、こういう考へ方をしておるわけでありまして。

○若木勝蔵君 競輪、競馬のいわゆる財源は大体どのくらいの予定になつておりますか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは十八年の実績は競輪の納付金でございまして、十九億、モーター・ボートが三億、小型自動車納付金が二千五百萬、宝くじが十一億、合せて三十三億、本年はそれが三十六億といふふうな見込みになつておるわけでありまして。

○若木勝蔵君 そうしますと、總体で三十六億といふことになれば、全体のこの財政から見ますと大した金額になつておらない。こういうふうな点は、私は国家の予算から見ても我々から言へば余りに防衛費に余計なかり過ぎていく。そういう方面から三十六億あたりは簡単に片付くじやないかと思ひますが、この点はどういふふうに思ひますか。

○国務大臣(塚田十一郎君) 今次長のお話で小さいといふような御意見もあるのではありませんが、併し金額の僅かな差といふものは、若木委員が御指摘になつた考へ方からすれば不問に付して然るべきものだと思ひます。併しここにそういうものを希望する自治団体といふもの、これが全体で三十億とか五十億とか言つて、それを平均に考へるわけには行かないのであります。ここに特殊の団体がそういうものを希望するといふときには、それによつて得られる財源と他の全般の財源との比重といふものから見て、やはり私はかなりな比重になつておると思ひますので、恐らくそういうもので以て特別の収入を得て、特別のい／＼な仕事をしたいといふようにお考へになつてゐる、又そのように運営されてゐる自治団体におきましては、恐らくそのほかに起債も考へる、税も取れるだけ取るというように、まあいろいろ／＼な手打つて、財政運用をやつていらつしやると思ひます。まあこれを急にやめようといふことの面から来る地方財政の窮乏さといふもののほうが一層大きいじやないだろうか、こういう考へ方をして、どこまでも総合判断によつて暫らく問題を検討して行きたいという感じでおるわけでありまして。

○若木勝蔵君 これをとりやめるとすれば、起債による以外にはないだろうといふようなお話でありましたのです。が、そうすれば地方に一つの負担がかかる、そこにあつた負担があるといふお話ですけれども、こういうものの解決に當つてこそ、私は交付税の増額なんといふことが考へられるべきじやないか、それによつてこのくらいの金なら

ば解決つきのじやないかと思ひますが、そういうことについてはどうですか。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは一般的にはこの交付税の配分という概念にかからぬ性質の用途に大体使われておると思ふ。たに特殊のものが或いは特別交付税で考えられるならは考えられる性質のものもあるかも知れませんが、それもまあ一部分であつて、全体としてはそういう一般財政計画の上に出て来ない、特殊の団体が、特殊の目的を達したいという場合に、こういうものが大体使われておると思ひます。

○小林武治君 その点関連しまして、ちよつと念のために伺つておきますが、今年は競輪関係の国庫納付金をやめた。これが約十億とか幾らとか言つておつたが、この金は地方財政計画に無論入れられるというふうに思ふのですが、聞くところによると、これを又取り上げて、特殊法人を作つて機械の何かに使う、こういう話があります。この点に關しては自治庁はどういうふうにして承されておるか。

○政府委員(鈴木俊一君) 今の競輪の納付金につきましては、競輪その他の国庫納付金を今回廃止をしたわけでありますが、その關係で御指摘のように、機械工業振興会というような、仮称の団体を設けて、そこに従来の国庫納付金に相当するようなものを、地方団体から一種の割当交付税又は強制交付のよう形で納付をさせて、それを機械工業の振興に使うというような案が確かにあつたのでございますが、結局最後におきましては、その案はとられないことになつたのであります。

の案につきましては、私どもも地方団体に對するきよな種類の強制割当交付というものは、地方自治という本旨から申しまして、非常に問題があることとてございまして、又そういうような中間的な団体に一種の行政を行はしめること自体が、これ又國の行政措置から言つてもいろいろ問題があると考へられるので、結局そのような案は実現しなかつたわけでございます。只今衆議院のほうのたしか通産委員会に、自転車振興会に對しまして、從來競輪の場合ですと、百分の四であります。四を施行者が納付する、そして交付することになつたわけでございますが、その枠を高めまして、大体六億程度のものを自転車振興会に出して、その六億の金を今の自転車の振興に使うというやうな形の法律案を出すように、議員提出で提案をされたように次官會議で報告を受けております。これにつきましては、まあ私もといたしましては、国庫納付金を廃止いたしましたのでございまして、そういうやうな、又それをやや復活するやうな形のものについては、事務的にはどうも賛成しがたいということを言つておるのでございまして、この案は大体相当多数の賛成を得ておることから申しますと、或いは通過を見るのではないかと考へております。

○小林武治君 私どもは今のやうな案には絶対反對するつもりでおりますが、折角の納付金をやめれば、地方財政に付与すべきだと思ひますが、又さうしない加減な中途半端な団体を起すことになる。私の会派でもそのときには反對しようという腹をきめて

おりますので、その辺は自治庁お含みの上で対処して頂きたいと思ひます。こういうふうには思ひます。

○若木勝蔵君 今に關連するのであります。先ほど私は、今の三十六億というやうな金額ならば、交付税の方面を十分考へて解決できるのではないかと、いろいろの質問をしたのであります。それが、それに対して長官は、これは三十六億というやうな、こういうふうなものに対しては、直接交付税で以て処理すべき筋合のものではない、そういうふな御答弁があつたのです。私の言つてゐるのは、こういう競輪とか競馬とかいうことをやりたいという一つの事業をやりたい、学校施設を拡充したい、消防施設を拡充したいといふことが出て来まして、結局交付税を潤沢にやつて行けば、そういう方面が自然に養われて来る。そうすると、こういうやうな競輪、競馬事業を起さなくてもいい、こういうやうな意味で聞いているのです。そういう方法があるのではないか、ただ単に起債にのみ頼るといふことではなしに、先ず二〇%を三〇%くらいに上げたなら、この問題は直ちに解決するのです。こういうやうなことを聞いておるのです。

○政府委員(鈴木俊一君) 先ほどお答え申し上げました数字を、ちよつと別の意味の数字を申し上げましたので、訂正をさせて頂きます。先ほど申し上げました三十三億という二十八年度の実績は、競輪、モーター・ボート、小型自動車、宝くじ収益の国庫納付金の実績であります。の財政に寄与しておつたところの額であります。その見込みが本年は昨年と同じ方式でやると三十

六億にならうというのであります。但しこの中には、地方団体に割当てますといふと、いわゆる富裕団体の収入になります分が有りますので、そういう意味で三十六億の本年度の見込みの中から十四億の、いわゆる超過団体に廻つて行きます分を引いた二十二億といふのが、國のこれらの収入から地方の財政計画の上で予算に見込まれ得る収入になるわけでありまして、その基礎数字を先ほど三十三億、三十六億と申したのであります。が、本来地方が競輪なり競馬なりで収入として得ておる数字は、これは今ちよつと正確な数字を手に資料が有りませんので申し上げられませんが、今二十二億、本年度の納付金の廃止によつて地方に廻つて行く分を含めまして、約九十億程度といふこととあります。

○国務大臣(塚田十一郎君) 今のやう収入の交付金を殖やして、そしてやういふものをしないで、地方団体にやつて行けるやうにしたいといふのではないかと、御意見であります。これは先ほど申しましたやうに、今やういふものを使われておりますのは、特殊団体の特殊の用途といふこととありますので、今の交付税の目的の考へ方からいたしまして、普通交付税にいたしましたも、特別交付税にいたしましたも、そういうものに特殊に考慮をして交付税を出すという考へ方はできない仕組になつております。恐らくそういう工合にいたしますと、これはすべての団体について同じやうに扱つて行つて、全体として交付税を殖やして行くといふことにならざるを得ないと思ふのです。そのときには、今特殊の団体が九十億程度で以て仕事をやつて

おりますのを、全体の自治団体について考へるといふことになりましたら、恐らくこれは大きな金額になると思ふのです。従つて今のやういふものをやらなければ、先ほど起債でやらなければならぬといふことを申し上げたのであります。が、もつと突きつめて申し上げますならば、当該自治団体が特殊の法定外税若しくは現在ある法人税を標準税率以上に取るといふやうにしてやつてもまあ賄える性質のものでございまして、ただ交付税というわけにはこれは行かない性質の用途に大体使われておると、こういう考へをしておるわけとあります。

○若木勝蔵君 いや、これは繰返しますが、とにかく何か一つの地方団体が地方団体の仕事をしたいために、まあ今の九十億なら九十億です。總括的にこういうものが必要になつて来る。その根本を交付税なりやういふやうなもので養つてやれば、こういうことは必要がなくなつて来るといふのが私の考へ方なんです。それはあなたも、私の論を進めて行けば、各地方全部に渡らなければならぬと、こういうやうなまだお考へのようにもありませんけれども、さうであつたならば、そのようにやつて行かなければならぬ。それをその根本を養わなければならない。いろいろの問題を起すところの、いわゆる風教上にも問題があるやういふものが自然に出て来る。その根本を押えなければならぬのじやないかといふのが私の考へ方なんです。どうでしよう。

○国務大臣(塚田十一郎君) それは、もう一番いい方法は、すべての地方団



或いはこちらにおきましても、自治庁の御説明の中に、府県に対する財源強化は非常に強いけれども、市町村はそれほどでもないという質問に對しまして、市町村にも財源強化になつておるのだと、こういうふうなお答えがたび／＼あつたわけでありまして、衆議院における質問に、市町村を抑えまして増加分を考へますと、たばこ消費税が百九十四億、警察費の負担分が二百十億、計四百四億の増になる。併し減る分を見積りますと、果民税のほうに百六十九億持つて行かれる。平衡交付金が交付税に變へることによりまして二百三十七億減る。起債の減が四十七億で、四百五十三億減るのじやないか、これでは實際に市町村のうち特に町村は警察を持つておるのが少いので、町村側々になりますると財政はむしろ弱化するのじやないかと、こういう質問があつたわけでありまして、これに對して鈴木次長は、市町村の増が二百三十五億になると總體的な計算を示しておるのでありますが、具體的なこれに對する御答弁というものはなかつたのであります。そこで伺いたいのでありまして、この旧税制と新税制で比較をいたしました場合、町村が新しく財源として増加される分が幾らになるのか、こういう数字を教へて頂きたいと思ふのであります。更に具體的に、町村合併の標準人口として押えられた人口八千程度の町村に新税法が適用された場合には、旧法に對しましてどういふ数字の増が生ずるのか、それから歳入におきまして市町村の増は二百三十五億と言われるのであります。このうち町村分は幾らになつておるか又歳入におきましては

自然増というものを相当市で見ておるわけでありましますから、歳入におきましても当然の義務的経費の増加というものを認めて、それを差引いた場合に純然たる増加分というものが幾ら見込まれるのか、こういう点について……。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方税の収入見込につきましては、地方税に關する参考計數資料、これでお示ししておるわけでありまします。そのうちの市町村税制について申し上げますと、二頁のところに書いてございまして昭和二十八年度の収入見込額とそれから改正案によりまして二十九年度の収入見込額は御承知の通りであります。現行法でやつた場合にどうなるかということになりますと、固定資産税等の自然増収の金額がかなり多いものでございまして、五十六億円ほど減になつております。併し二十八年度と比べますと、御指摘のようになつた二十五億の増になつて参るわけでありまして、なお、市町村一本にしないで市と町村とに分けたらどういふことになるかという御質問でございまして、前年度と比べまして、改正後の数字を比較して申し上げますと、大都市では五十三億の増、市では六十六億の増、町村では百十五億の増ということになつて参るわけでございます。

○加瀬亮君 人口八千という町村を私に例に取りましたのは、とにかくこの委員会では町村合併の最低標準人口というものを八千に一応押えたわけでありましますから、この八千程度の町村がどういふふうになつてこれによつて財源が強化されるかということが、やはり一つの税制を改正して行く上の問題になるはずだ、そういう立場で申し上げたのであります。それによつて今減る分よりはたばこ消費税によつて増える分が多いであらうということでありまして、たばこ消費税によりまして、私は人口八千程度、或いはそれ以下の町村はむしろ取られる分よりはたばこ消費税が返つて来る分のほうが多いのじやないかというふうな心配があるものであります。何か数字的にそれはどうでないかということが言える資料或いは具體的なものをお持ちでございまして、

消費税のほうに幾らか多いだらうというふうな考へておるわけでありまして、そういう意味においてはむしろ安定的な税源が市町村に与えられてはよろくなるのじやないか、税制の形はよくなるのじやないかというふうな考へておるわけでありまして、

○加瀬亮君 人口八千という町村を私に例に取りましたのは、とにかくこの委員会では町村合併の最低標準人口というものを八千に一応押えたわけでありましますから、この八千程度の町村がどういふふうになつてこれによつて財源が強化されるかということが、やはり一つの税制を改正して行く上の問題になるはずだ、そういう立場で申し上げたのであります。それによつて今減る分よりはたばこ消費税によつて増える分が多いであらうということでありまして、たばこ消費税によりまして、私は人口八千程度、或いはそれ以下の町村はむしろ取られる分よりはたばこ消費税が返つて来る分のほうが多いのじやないかというふうな心配があるものであります。何か数字的にそれはどうでないかということが言える資料或いは具體的なものをお持ちでございまして、

○政府委員(奥野誠亮君) 御承知のようになつて、市町村民税は均等割と法人税割と所得割であります。法人税割は工場等の所在地に特に多額に得られる収入でございまして、又個人分の所得割もかなり貧富の差が違つて参つておりますので、町村間におきましては、人口一人当りの率をとつて参りますと、かなり開いて参つておるものと思ひます。この開きはたばこの消費量の差はないのじやないかというふうな考へておられますので、法人税割につきましては、それよりも遙かにたばこ消費税のほうに普遍的であるし、又個人分の所得割よりは比較的たばこ消費税のほうに普遍的であるからかうかというふうには私は考へておるわけでありまして、

○加瀬亮君 一人では長時間聞きまして恐縮であります。今の点は調査を頂きまして、或る数字のでき上つたものをあとで頂戴したいのであります。最後に一つ伺ひたいと思ひますのは、この税源配分及び負担の均衡化という問題について伺ひたいと思ふのであります。御説明のように経済情勢や租税体系の變遷に伴ひまして、税負担の合理化及び均衡化を図つて参るといふことは當然なことでありまして、そういう建前である／＼税率を變へましたり、或いはその他の方法を、税率区分の合理化といつたような方法をとつておられますのは、當然私ども賛意を表するわけでありまします。地方財源の充実という大きな目的という立場から考えましたときに、均衡化という点から見ると、又違つた見方が出て来るんじゃないかと思ひますので、若干伺ひたいと思ひます。

その一つは、政府の今度の地方税の改正の基本線というものは国庫の歳出入に大きな變化を与えない、こういうことを前提としていたしまして、而も団体間の、特に府県間の貧富差を是正する、こういう基本線で動いておるんじゃないかと思はれる。併しこの基本線も動かさないで地方財政が果して強化されるかどうかという疑問を持つわけでありまして、国と地方との偏在と言ひましようか、不均衡と言ひましようか、こういう問題を全然是正することになくして目的は達しられないというふうな考へられるのであります。そういう点から國民所得に對する国庫及び地方税の負担比較を見ますと、これだけで全体を類推することはできませんけれども、昭和九年及び十一年の平均をとりますと、國民所得に對する国庫が八・五%、地方税が四・三%、国庫と地方税の比率は大体二対一という關係になつておられます。ところがこれが二十五年になつて参りますと、その国庫と地方税の比率が三・三%、二十六年は三・八%、二十七年は三・五%、二十八年は三・六%、今度二十九年度新らしい税制に

○政府委員(奥野誠亮君) 町村分について申し上げますと、市町村民税で減じまする額が、現行二十八年度と二十九年度の改正と比べますと十八億二千九百万円でありまして、併し二十九年度の現行法と改正後の数字を比べますと、減じまする額が五十二億六千七百万円になります。これに反しまして、たばこ消費税として与えられます見込みの額は七十九億六千九百万円になつておられます。これから見まして、總體的には財源が強化されるだらうという

○加瀬亮君 一人では長時間聞きまして恐縮であります。今の点は調査を頂きまして、或る数字のでき上つたものをあとで頂戴したいのであります。最後に一つ伺ひたいと思ひますのは、この税源配分及び負担の均衡化という問題について伺ひたいと思ふのであります。御説明のように経済情勢や租税体系の變遷に伴ひまして、税負担の合理化及び均衡化を図つて参るといふことは當然なことでありまして、そういう建前である／＼税率を變へましたり、或いはその他の方法を、税率区分の合理化といつたような方法をとつておられますのは、當然私ども賛意を表するわけでありまします。地方財源の充実という大きな目的という立場から考えましたときに、均衡化という点から見ると、又違つた見方が出て来るんじゃないかと思ひますので、若干伺ひたいと思ひます。

その一つは、政府の今度の地方税の改正の基本線というものは国庫の歳出入に大きな變化を与えない、こういうことを前提としていたしまして、而も団体間の、特に府県間の貧富差を是正する、こういう基本線で動いておるんじゃないかと思はれる。併しこの基本線も動かさないで地方財政が果して強化されるかどうかという疑問を持つわけでありまして、国と地方との偏在と言ひましようか、不均衡と言ひましようか、こういう問題を全然是正することになくして目的は達しられないというふうな考へられるのであります。そういう点から國民所得に對する国庫及び地方税の負担比較を見ますと、これだけで全体を類推することはできませんけれども、昭和九年及び十一年の平均をとりますと、國民所得に對する国庫が八・五%、地方税が四・三%、国庫と地方税の比率は大体二対一という關係になつておられます。ところがこれが二十五年になつて参りますと、その国庫と地方税の比率が三・三%、二十六年は三・八%、二十七年は三・五%、二十八年は三・六%、今度二十九年度新らしい税制に

なるといまして三・八％でありま  
す。そうすると、この国税、地方税の  
比率は二十九年は二十六年と大体同じ  
でありまして、昭和九年——十一年の  
戦前平均というものは、まあ五〇％  
でありますから遙かに下廻つておりま  
す。これは国税に対する比率だけで考  
えるわけには参りませんけれども、余  
りにも国税と地方税というものを考  
合せましたとき、地方税というものが  
まだ税源の点におきまして、国税から  
譲つてもらつていい点が多分にあるん  
じやないか、こういうことを一応想像  
されるわけでありまして、そこで税源の  
配分をもつと地方に重くしてもいいと  
思ひますけれども、そうしなかつたの  
は一体なぜか。負担の均衡化というこ  
とには一応なつてはおりますけれども、  
も、地方団体の税源又は財源均衡とい  
う点が非常に見落されておる。それか  
ら先ほども言いましたけれども、貧弱  
団体に對する税源強化ということに對  
して特別な方法というものが講じられ  
ておらないじやないか、こういう疑問  
を持つわけでありまして、これらにつ  
いて御説明を頂きたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 国と地方と  
の税源配分がなお地方に對して不利に  
なつてゐるじやないかというふうな考  
え方のお話でございます。御指摘にな  
りましたように、たしか昭和九年乃至  
十一年の数字は国税総額が十二億圓ぐ  
らいで地方税総額が六億圓ぐらいたつ  
たと思ひます。国税、地方税を通じま  
す税源の中、地方税として徴収して  
おりました分が三四％前後に當るわけ  
であります。それが現在では専ら益金  
も入れまして、半面地方税の中からは  
譲与税を抜きまして、地方団体の手で

徴収しております税金が国税、地方  
税を通ずる税源の上で幾ら占めるか  
と申しますと、二七％ぐらひでありま  
す。非常に減つてゐるようございま  
すが、半面昭和九年乃至十一年の頃  
に地方団体が使つておつた税源、これ  
はたしか私は正確に覚えていないので  
ありますが、四十数％だつたと思つてお  
ります。ところが現在の地方の団体で  
使つております金額が六〇％を超えて  
おります。国税、地方税を通じて  
徴収しました額の中で、地方団体が使  
つております額が六〇％を超えて  
おるのであります。これは当時の財政  
状況と現在の財政状況、或いは行政状  
況とは非常に變つておりますので、簡  
単な比較では言えないのであります  
が、少くともどちらの手で金を使つて  
いるかということになつて参ります  
と、昭和九年乃至十一年の頃よりも現  
在のほうがずつと多いのであります。

これを地方団体の手で徴収した税金で  
使わして行つたほうがいいんじゃない  
か、これは地方自治の立場から言いま  
すと、それは地方自治の立場から言いま  
すと、それは地方自治の立場から言いま  
すと、併しなから当時よりも今日のほ  
うが産業発展の姿から見て参ります  
と、ずつと都市に偏在しておるよう  
であります。これは金融状況その他から  
見て参りますと、そういう結論が出て  
参るわけでありまして、半面当時の国民  
負担と現在の国民負担を比べますと、  
非常に今日では重くなつておるよう  
であります。国民負担を引下げなければ  
ならない半面、富というものが都市に  
非常に片寄つて來ておる。そうなつて  
参りますと、それ／＼の地方団体が地  
域内の税源に着目いたしまして、課税  
する分量を余り多くいたしますと、富

める者はますます富みます半面、貧弱  
な団体の財源は得られないわけであ  
ります。そういうようなことから、やむ  
を得ず地方団体のみから徴収いたしま  
すのは、二七％程度にとどめ得まし  
うけれども、併し地方団体の使つてお  
ります金額は六〇％を超えております  
が、その間のものは従来のような地方  
財政平衡交付金よりも比較的独立財源  
的な税源のように切替へをして行きた  
い、そういう考え方がなつております  
のが一つは譲与税であります。譲与税  
の形で人口按分の形をとつて行く。も  
う一つは地方交付税という形にいたし  
まして、少しでも独立財源の感じを  
植付けて行きたい、こういうような方  
向において今回の改革を進めて参つて  
來ておるわけでありまして。

○加瀬完君 今、奥野部長の御説明に  
より参りますと、地方税の徴収率は  
戦前の平均から比べて減つておるけ  
れども、地方で使つておる金は六〇％と  
いう数字が現わすくらしい、相当大幅に  
殖えておるのだと、こういうことであ  
ります。併し、これは非常に問題のある内  
容を持つてゐるのじやないかと思ひま  
す。例えば今この地方団体の事務の中  
で当然国がやらなければならぬもの  
で委任されてゐる事務というものは相  
当大幅にある。この事務をするために  
経費がかかることで地方が六〇％を使  
つたところで、当然国がやるべき経費  
を地方が六〇％使つたところで、地方  
の独自のこれは使ひ方が殖えたものだ  
ということにはならないと思ひます。  
又、国民所得から見て、国民の税負  
担が非常に殖えておる。こういうふう  
なお話もありまして、税負担が殖  
えておるといふ、その税負担の殖え

方というものの比重が非常に国税のほ  
うに強くて、地方税のほうには少いと  
いうことでは、税源配分の上から不  
平ではないかというふうなことが当然  
言われるのじやないか、こういう点で  
あります。

それからいま一つは、お話によりま  
すと、如何にも地方は財源は余つてい  
るような印象を受けるのであります  
が、私どもの質問してゐるのは地方が  
地方としての独自の、自主的な財政計  
画を編め得ないような財政の貧弱さに  
悩まされてゐるのだ、そこに問題があ  
るので、もつと税源そのものに、財源  
強化ということや或いは財源の補充と  
言ひますか、そういうふうなことを考  
えるならば当然この国税と地方税の配  
分そのものに考慮があつてよろしいの  
じやないか、そうすると、恐らくこれ  
は交付税とかたばこ消費税とか、そう  
いうものを当然国の取る税金を地方に  
やつていいのじやないかということ  
になるのであります。この交付税  
とかたばこ消費税というものはまあ独  
立、純然たる独立税という性格にはな  
り得ないものでありますので、將來そ  
の比率が変更されることも心配いたし  
ますし、いろいろの地方にとりまして  
も、まだ／＼それだけであの比率では  
安心し得ない／＼な問題があるの  
じやないか、こういう点がいろいろ／＼調  
査会におきまして問題になりまし  
て、そうしてたばこ消費税の率はもつ  
と上であつたはずであります。或いは  
交付税なんかも衆議院におきまして  
は、率を上へられたわけでありま  
す。併しこれに對しては大蔵省はこの  
前のこの席での御説明のように、余り  
賛成をしておらない。そうなつて参り

ますと、私も非常に不満を感じます  
ので、国税、地方税の比率から考えま  
しても、財源そのものの配分をもつと  
地方税のほうにウェイトを置いてもら  
えるような方法がどうして考えられな  
いか、そういう立場で伺つておるわ  
けでありますから、もう少し御説明を  
詳しくして頂きたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 一つは地方  
で使う金が多くなつたからといつて、  
地方が国の仕事を押し付けられて  
のではないかといふふうな意味の御意  
見でございます。これに對しまして  
私たちは、やはり交通の発達その他の  
点から言ひまして、自治の觀念とい  
うものが、だん／＼地域的に拡がつて來  
てゐるのではないかと、住民の郷土意識  
といふものが地域的に擴大されて來て  
ゐるのではないかと、その行政主体とい  
うものが、昔のように自治団体とい  
うものが基本になつて運営されてゐる  
ものが、例へば昔生活困難な人た  
ちが隣保相互の觀念で助け合つて來  
た。併し今日では国民全体の力で或る  
程度の生活を一応させるように持つて  
行こう、併しそれらの仕事は、府県な  
り市町村なりにやらして行く、半面財  
政負担は八割まで国民全体の、どこの  
地域の人についても負担をして行こ  
う、こういう姿になつて参つて來てお  
りますので、地方における行政のあり  
方というものが、昔と比べますと、根  
本的に變つて來てゐるのではないかと  
思ふのであります。国の仕事だ、或  
いは地方団体の仕事だといふ言ひ方が  
いいのかわるか、これは自治について  
の考え方の問題になるわけでありま  
すけれども、私たちは国の仕事を押し付  
けられてゐるといふ考え方をいたしたく

ないのです。国民全体が関心を持たなければならぬ仕事であつても、できる限り自治団体が担当することによつて、それらの行政の上に住民の考え方というものが反映しやすいように持つて行きたい。言い換えれば、行政の民主化と言いますか、そういう方向に仕事をやつて行きたい。併しながら国民全体が関心を持たなければならぬ仕事につきましても、そういう仕事を当該自治団体がやるため、財政的に困感してしまう、こういうようなことのないような財政制度を打立てて行きたい、こういう気持を持つて行きたいことを御了承願ひたいのです。

その次は、地方税を地方団体がみずから徴収いたします分量が二七〇程度くらい、昭和九年乃至十一年は三四〇程度であつたから、まだ回復は十分ではないという式のお考えであります。これにつきましても、先ほどもちよつと申し上げましたように、昭和九年乃至十一年頃の国民所得に對しまする租税負担というものは、一二〇くらいのものであります。今日では二〇〇を超えております。七割程度も減つておるわけですから、七割程度減つておるわけにおきまして、二七〇も地方団体がみずから徴収しておるといふことは、分量的には非常に拡大されて來ておる、こういうふうな御認識頂けるのではないかと、いうふうな思ひわけであります。併ししながら、從來のように、その地域の税源についてはその地方団体が全部を自分の収入にしてしまふという行き方については、或いは法人事業税の分割方式を是正しますとか、或いは固定資産税について若干改正を試みるとかいたしまして、できる限り財政需要の必要

な所に対しまして、収入を与えるような工夫改善を試みて參つてゐるつもりであります。従ひまして、今回の地方税の改正によりましては地方自治の立場に立脚いたしまして、かなり進歩的な税制ができて來てゐるのではないかと、私たちは考へてゐるわけですから、第三に、たゞ消費税のようなものについて、將來国中心的に考へられ過ぎやしないかという虞れを抱いておられるようですが、これにつきましても、法律のことでありますから国会で作られる、又民主政治が続けられてい

る限り、地方団体の考へ方を強く反映して頂けるのではないかと、いうふうに使ひます六〇〇の財源を内訳で申し上げますと、地方税が三十四百七十四億圓、それから地方譲与税が二百五十二億圓、地方交付税が千二百九十六億圓、国庫支出金が二千六百九十九億八千七百圓、この国庫支出金の二千六百九十九億八千七百圓につきましても、昭和九年乃至十一年頃と違ひまして、国費と地方負担区分といふものは、地方財政法の制定等を導いて、漸次明確にいたして來ておる。言ひ換えれば、国が出すべき金も恣意的に出すのでなくて、仕事の性質によつて国が義務として分担するといふ性格を明らかにしながら、そこに官僚支配も行われぬような工夫、努力を加えて參つて來てゐることを御了承願ひます。

○加瀬亮君 時間も大分たちましたので、結論だけ簡単に伺ひますが、昭和九年と十一年の平均をとりますと、国民所得に對しまして税が一・二・八％であります。このうち八・五％が国税で、

四・三％が地方税ということになつておるわけでありまして、この当時と今を比べれば、地方自治法改正以來、非常に地方自治権というものが拡大強化されたものでありますから、仕事の分量、或いは経費そのものも増大して來てゐるということが当然考へられるわけでありまして、この二つを考へ合して行きますときに、今のようない二七〇というお言葉でありましたが、私も国税と地方税の比率から考へるならば、二一・二％の国民所得に對する税のうち、国税が一・五・四％、地方税が五・八％でありますから、国税と地方税のパーセントは三八％、こういう国税と地方税の税源配分といふものが妥当だといふふうな認められるか、この点。

○政府委員(奥野誠亮君) 率直に申し上げますと、地方団体が現在責任を持ちます行政の分量から言ひましたら、十分ではないと思ひます。併し国におきましてもやはり十分ではないのじやないだらうかといふふうな考へるのではありません。国、地方を通じまして、もつと円滑に仕事をやつて行きますためには、収入は増えなければならぬと思ひます。収入を増やすことが困難でありますならば、現在の行政のあり方につきましても、私たちは検討を加へる必要が多分にあると思つております。

○加瀬亮君 その總体的な國と地方との關係におきまして、余りにも地方のほうはまだ税源が少な過ぎる、そういうことは言われぬか、この点最後に伺ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 私は國も地方も十分ではないといふふうにお答えをしたいのであります。國よりも地方

のほうが比較的困つてゐるということにつきましても、これはそれな立場々々がございますので、私たちは國の財政のことがよくわかりませんで、地方の財政の困つてゐることをよく気がついておられます。半面に國の財政をやつてゐる人たちは、國の困つてゐることがよくわかつておられるので、地方が豊饒過ぎる、こういうふうな見方をされてゐるようであります。その点は国会で総合的に判断して頂かなければならないと思ひます。

○加瀬亮君 これは大臣に伺ひたいのであります。その今の問題の判断の仕方によりまして、交付税のパーセントの問題もきまつて來るわけでありまして、国税のほうからもつと地方税のほうに税源なりを持つて來るのが当然であるとは私には考へるのであります。特に交付税のパーセントの問題などにつきましても、大臣はどういうふうにお考えでございましょうか。

○國務大臣(塚田十二郎君) 先般もちよつとお答え申し上げたかと思ふのでありますけれども、当初の財政計画の場合には、國、地方を通じて一応妥協な線といふものを、それな立場の意見を総合的に検討して出したわけでありまして、その後いろいろ修正変更が起つておりましたので、その範圍におきましては、私といたしましては、當然國のほうからして交付税の率の変更その他の方法によつて、地方に財源を付与する。必要が起つておる。こういうふうな考へておるわけでありまして。

○委員長(内村清次君) それでは暫時休憩をいたします。

午後三時三十九分休憩

午後二時十五分開会  
○委員長(内村清次君) 地方行政委員会を午前引續いて開會いたします。地方税法の一部を改正する法律案を議題に供します。一般質問を続行いたします。

○秋山長造君 今度の地方税の改正に當つて、塚田長官の御説明によりまして、大体五つの方針の下に行われておるようでありまして、その五つの基本方針について若干御質問をしてみたいと思ひます。

先ず第一の点は、基本方針の第一に、今度の税法改正によつて地方団体の自主体制の強化に資するため独立財源の充實を図つたということが謳われておるのです。で、成るほど数字を見ますと、結局六百二十四億圓の独立財源の増長といふことになつておるのであります。その歳入總額に占める税収入の割合についても從來の三三・三乃至三三・三から三九・九程度まで引上げられておるといふことになつておる。ただ併し、実はこのパーセンテージの数字、形式的な数字だけが問題ではなくして、やはり内容如何といふことも検討してみることがあると思ふのです。が、大体方向を言へば、再三長官からお話がありましたように、今日の經濟狀態からしてこれ以上地方の住民に新しい税負担をかけるというやうなことは、或いは自然増収を余り過大に見積るといふやうなことは避けて、そして同税をできるだけ地方税に委譲して行くといふ方法をとることが一番望ましい方法であると思ふ。ところが今度の地方税改正によりまして、結局この国税のほうから地方税に持込まれたものといふものは何もないわけですから、ただ

僅かにたばこ消費税というものが、国税ではありませんが、従来国の収入であつたものをこういふたばこ消費税という形で地方税に持込んだというだけに過ぎない。而もそれも地方制度調査会の答申の線は百分の三十ということだつたのですが、それが遙かに後退して百十五分の十五というふうなことになるわけなんです。で、その他には例えば揮発油譲与税というものも七十九億ばかりあるわけですから、これもこれは御承知の通り特殊なものであつて、而も二十九年度限りという性質のもので、この地方の独立財源を充実したということにはならないのじやないかというふうな思ふ。而も却つて入場税などは地方財源として最も地方税らしい地方税なんです、これは却つて国税に持出されるというふうな形で、結局あれやこれや考へて見ますと、独立財源の充実という第一の方針に照られておるほど実際には独立財源の充実にはなつていないのじやないか。むしろ入場税なんかを国税に持出したというふうな点を考へた場合、地方税の地方の独立財源が弱体化される、或いは不安定なものにされていくというふうな感じがするのじやないかというふうな考へるのですが、それらの点について長官の御見解を伺いたい。

○國務大臣(塚田十一郎君) いろいろ御覧になり方はあると思ふのでありますけれども、不安定になつておるといふことはいいのではないかと実は考へておるわけでありまして、成るほど内部の操作は大分したけれども、国から持つて来たものはそうたんとないといふような御意見、まさにその通りだと思ひます。併しそういうふうな御指摘のように、たばこ消費税が三百億参つておりますし、それから地代の中でも不動産取得税というものが新しくこれはできておりますのでして、これも独立財源強化の方向には一つの役割を果しておると思ひます。それから入場税は国に取上げられたということになつております。成るほど徴収は地方税としてでなしに国税として取るということになつておりますけれども、それは考へ方はやはり地方の税という考へ方であることは間違いないのであります、ただ一応国へ取つて、そうしてそれを返して行くというその過程を通して若干調整機能を加味するということになつておる。一割国に残すということとは、これはそういう工合にいたしまし場合のいろいろな徴収の効率的な運用というふうなことも考へていたしであるのであります。而も一割取るためにあれを持つて来たという考へ方で毛頭ないことは御承知の通りだと思ひわけでありまして、それに見逃してはならないと私も思つておりますのは、やはり交付金の制度が交付税に變つて、所得税、法人税、酒税の一定割合というふうにはつきりして来たというところに、やはり非常に地方財源の独立性というものが出来たといふことを私も見られると思ふのであります。今までの交付金の考へ方でありましたら、これは毎年々々の財政工合、地方の財政需要の伸びというものをを見て行つて、そうしてきめて行くといふことであつたのであります、これは今度はずきりと税収入が伸びれば、それにつれて地方も伸びて行くといふことになつて参つておりますか

ら、私も今は今御指摘になつたそれらの点を総合して見て、やはりこれは自律体制の強化になつておる。こういうふうな考へておりますので、そういう点をどれを見てもそういう工合にならないうと思ひ、適にむしろ弱くなつたのじやないかという感じは実はいたしておらんわけなんです。○秋山長造君 その長官の御答弁の前半は、大体国税から地方税のほうへ持込されたのではないという私の見方に對して共鳴されたわけなんです、後段の併し交付税があるじやないかというところをおつしやるのですけれども、交付税というのは、ここで長官が地方税の改正の提案説明におつしやつた独立財源の充実ということには入つていないのじやないですか。ここではやはりそういうものを独立財源の充実の内容として説明しておられる。だから交付税もそれは間接には地方の財源の強化というこれは説明もつくと思ひますけれども、併しやはりこの間大蔵大臣なんかここへ出席されたときのいろいろ質疑応答を通じて、交付税というものは成るほど建前はそういうことになつておるかも知れませんが、併し少くとも現実の一千二百十六億という交付税は、やはり名前は交付税に變つたけれども、従来の平衡交付金と殆んど實質的に變りはないというように考へたほうがむしろ実情に即するのじやないか。私は一応交付税の問題を抜きにして純然たる独立財源といふことからは御質問しているわけなんですけれども、不動産取得税を作つたじやないかというところをおつしやるのですけれども、併しこれは御承知の通りに固定資

産税の減税ということを見越して、それを先取りしたという形のものであつて、成るほど県税にはプラスになるかも知れませんが、併しそれだけ市町村税のほうにはマイナスになるというわけなんです、それから道府県民税なんかだつて県税のほうにはプラスになつておるけれども、それだけ市町村民税のほうからはマイナスになるわけですから、結局都道府県税、それから都道府県市町村を通じて考へた場合には、別に強化になつておるわけじやなしに、特に今度の税制改正の重点は府県の財源の充実ということにあるようですけれども、その府県の三百八十八億円という独立財源の増強の内容というものは、大体警察費の引当てということに尽きておるの、それから揮発油譲与税ですか、揮発油譲与税の本年度限りという特殊なものを加へれば、それで殆んどすんでしまつて、別にこれは従来の府県財政に對して特に増強されたとか何とかというふうなものじやない。やはり何と言つても、日本は国税から地方税に對してもう少しはつきりしたものを持込むといふことなくしては、地方財源の本来の意味の強化といふことはできないのじやないか、それは地方に独立税をどん／＼作つてやるといふことは、これは形の上はいいのですけれども、これは住民のほうが大変ですから、新しい負担を伴うような新税を起すのではなくて、而も地方の財源の充実を図るといふことならば、国税から持込む以外に途はない。そういう立場から見ますと、そう自画自讀されるほど、これは独立財源の強化になつていない、どうもそういうふう

に思へる。○國務大臣(塚田十一郎君) これはお話を伺つておると、やはり一つは財源を十分に与えるという気持、それから又一つの気持はその十分に与える財源を成るべく独立の財源を与えるという氣持、両方頭に置いて御意見を立てになつておるやうに伺ふのであります。そこでまあ財源を全体として殖やすという考へ方は、これは確かに地方財政が窮乏しておるので、私も非常に努力をしたわけでありまして、この点は交付税の二〇%算定の基礎をめぐつてもいろいろ御議論があつた点でありまして、いろいろ十分でない点がありましたが、とにかく財政計画の策定のし直しをして、必要最小限のものは満たすといふことを先般私繰返しお答えをしておるわけでありまして、そこでそういう工合になつたときに、どこからそれだけの地方財政が必要とする規模のものを財源を持つて来るかといふことでありまして、そのときにいつも申上げるように、やはり独立の税で以て取らせるといふことが一番いい形であることはこれは申すまでもないのであります、その方向において努力をしておるわけでありまして、ただどういふような税の種類を考へても、いつも申しますように、みな同じところに偏在してしまふ。そこで偏在するものを偏在しつ放しにしておいて、税の取れない所へ更に考慮するといふことになると、いつも申上げるやうに非常に大きな額を国から持出さなければならぬやうになるので、国民が負担に堪えられない。そうすると、一部分をやはり内部操作といふものをすゝめ、それが譲与税という形になつ

たわけであります。そうして更に最小限のものは今までの交付金と同じ考え方でこれを国から持つて出る。そこで独立の税源から来るもの、譲与税若しくは交付税で行くものと、それからその他の収入、それに国からして直接紐が付いて行くもの、それと起債、こういうものを地方財政計画全体の約一兆の総枠の中でどういふものをどれくらの比率におくかということを考えたい場合に、大体独立の税の総額といふものは、こんなところでいいのじやないだろうかという感じが、今度のこの線改革に出て参りました三九%程度の線ということになつております。これをもつと大きくするということとは理論としては考えられるけれども、今申上げたやうないろ／＼な事由でそこまでは行けないのじやないかという感じを持つておるわけであります。そこで三九%という数字が出ておりますのは、御指摘のようにこれは交付税というものは勿論入つておりませんので、税自体の税と、それから譲与税だけを含めてここにこの比率が出ておるわけであり

うよりも、先ず警察制度の改革という大きな問題が先に出て、そうしてそれを裏付ける当面の必要から若干こういう改革が税法の上で行われた、而も国のほうから地方税へ持込むということはないか、大蔵省あたりも又一流の考え方からしてむずかしいということから、主として地方税の枠の中でのあちこちやり繰り操作によつて辻褄を合せるというような結果に終つてゐるのじやないか。それでやはり財政計画の問題以来非常に問題になつております地方財政の再建整備の問題であるとか、或いは既定財政計画の再検討の問題であるというような地方財政としての本質的な問題というものは、依然としてこの税制改正でも殆んどノー・タッチで、そのまま放任された形で行われておるのじやないかというように考えるのです。でどうしてもこれは近い将来、成るほどシャウブ税制以来の画期的な改革とはいふものの、一歩内容に立至つて検討しました場合に、今度はこういうただ警察制度の改革というやうな目先の問題だけの便宜的な税制改正でなしに、本当に地方財政をどう建直すかという地方財政の本質的な立場に立つての税制改正というものがやはりどうしても必要になつて来るのじやないかというように考えるのですが、その点一つ伺いたい。

独立財源を殖やしたい殖やしたいというように幾ら申しましても、私はいろいろな形で地方に与えられる財源の總額というものは、結局總枠は地方の財政規模がどこで押えらるべきかという大きな枠にはまつておると思うのです。成るほど警察が殖えたので、そのための地方財源の増加というものは勿論あります。併しそのほかに既定財政規模の是正というもの、それからしてそのほか当然給与のベース・アップとか、いろいろな理由から来る地方財政規模の増大、そういうものを全部頭に置いて先ず地方財政の總枠というものをきめる。そこで独立財源をどうするかということは、それだけの地方の必要とするときに、そこに独立財源というものの程度がどの程度の比率でどういう形でという問題が出て来るのでありまして、独立財源が非常に地方には望ましいのだけれども、限らずとも、限りなくそういう考え方で地方財政に独立の税というものを考へて行くというわけには私は參らないと思う。このところはやはり地方財政がそんなに大きくならないように、足らない部分は勿論十分にしなければならぬと同時に、余り大きくならないようにという工合に両面から考へる私どもの氣持と、委員会の皆さんがたの、地方団体の立場から足りない

はやはり今日の地方財政の非常な苦しい立場、而もそれが必ずしも地方財政自身の責任に帰してしまふべき性質のものでない、やはり国として大いに責任を負わねばならない面も非常に大きいということ、この財政報告書に書いてある通りなんです、そういう少くともこの財政白書に書いてあるような考え方を出発点として今度の地方税の問題をも考えているわけなんです。その財政白書に書いてあること自身、政府自身が書いておられることについてすら、政府の部内でもこの間のようにまぢまちな見方、考え方をしておられるようなことなんです。だから我々としては一層この税法改正についても、極めて何といひますか、批判的にならざるを得ない。どうしてもこれはやはり長官も国務大臣ですから、自治庁の立場ばかりから発言してもらうとか、物を考えてもらうということを私は要求するものではないのですけれども、併しそれにしても今の地方財政の実情ということをつぶさに考える場合に、どうも長官の考え方なり発言というものが非常に私は消極的だと思うのです。どうもそういう感じがして私は不満を持つのですが、長官がそういう御発言をなさり、腹の底からそういうふうに考えられたか知らないが、極めて消極的な考え方でやつておられるせいかど

いますか、何と言つていいかわからない、そういう感じを受ける。この間も委員もおつしやつておられたが、どうもほかの役所と違つて自治庁というところは別に予算を取つたからといつて自分で皆使うわけではない。全部トンネルで地方に渡つてしまふので、他人のものをそんなに一生懸命になれるかという感じが何となく流れておるのではないかという感じを私も持つのですが、いろいろと部内でも、政府部内なら政府部内でむずかしい点もあるでしょうけれども、ひいきの引倒しをやつてもらおうとは思わないが、もう少しやはり強く積極的に発言をして、積極的に行動をしてもらいたい。どうもこの程度で十分ではないかというような感じに受取られていかんです。もう少し頼もしいところをやつてもらわないといかんと思うのです。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは心理の上に全然そういう感じが働かないとも私は断言申しかねるわけでありますが、併し自治庁が地方財政を考える場合に、少くとも大蔵省と折衝いたします段階におきましては、これは決してトンネルだから、とてもつまらんからというような感じは毛頭持つておりませんので、なか／＼徹夜をして強引に全員一致協力して當つておるわけでありませう。従つていろいろ御意見は何

主としてというよりも殆どこの部分がただ地方財政の増強だとか、或いは独立財源の充實とかいうことよりも、直接的にはやはり今度の警察制度を目指した一つのやり繰りに終っているので

○国務大臣(塚田十一郎君) これは地方の幾らか税その他の収入が殖えたけれども、それは警察なんか地方に移つたからそうなつたので、別にプラスになつていないのじやないかという御

○秋山長造君　これは長官のおつしや  
というお立場で御意見を伺うのと、少  
しやはり感じが違うのじやないかと、  
私いつも御意見を伺いながら考えてお  
るわけなのであります。

うか知りませんが、今朝ほども加瀬委員の質問に対して税務部長にしても、どうも我々は地方税はとてもの今のような状態では不十分だと考えるけれども、大蔵省は又国が不十分と考えるので、

つてよくわかつて参つておりますけれども当初の財政計画では、相当大蔵省との折衝をして一応筋の通つておるものは皆呑んでもらつた。ただ意見の相違のある部分がなか／＼まともら

はないかというように考えられたので、結局本来これは独立財源の充実に  
いうことを目指して行われた改革とい

意見のように承わつたのであります  
が、これはちよつと私どもの物を考え  
ます基本と食い違いがあるのでして、

ることも長官のお立場としてわからないこともないのですけれども、併し私の考え方の出発点といえますか、根本

どうも必ずしも我々のほうの考え方が正しいとも言えないという極めてどうも消極的なと言いますか、公平なと言

ないで残つておるわけにあります。それにプラスその後のいろ／＼な国会の修正、それから国会だけではありませ

んが、住民税なんかは政府部内においても若干意見の食違いがあつたりいたしまして、妙な工合になつて、そういう面から来る明らかな不足というものがあつたが、そういうものを除きますれば、一応当初の計画では考えられる最大限の考慮はいたした。恐らく各担当の官庁を持つておりますそれらの担当大臣より、私が自治庁長官として、若しくは自治庁の職員が自治庁の担当の者として地方財政に対して扱つた熱意と考慮は、他の省の連中がそれだけの担当の行政事務に対して扱つた熱意と考慮に決してひけをとるとは私どもは毛頭考えておらないのであります。ただいつも申上げますように、他の例えは農林省でありますとか通産省でありますとか、それらの立場におきましては、一応予算をとつて参りますれば、もう予算はプラスの面においてはそれだけ、マイナスの面ではそれだけ、この仕事に使うものは、これだけと、かちつときまつて参りますから、非常にいいのであります。自治庁が地方にいろ／＼な財源を考慮いたします場合には自治庁が個々の自治団体の予算を組むわけではありませんが、その中で、而も非常に多くの団体があるわけでありまして、その中にいろいろの特長な事情があつて、財政が放漫に流れたりするようなものがあるというのを併せていつも考えざるを得ない立場に置かれておりますだけに、すつきりと予算を算やしさえすればいいというように思い切つて行けないという悩みは確かにあるわけでありまして、私は委員会におきましては、いつも小林委員には殖やさないようにというお立場からお叱りを受けておるの

で、やはり委員会においてもいろ／＼なお立場の御意見があると思ひますので、私どもはそういう両面の要請を絶えず頭に置きながら、少くないように、多いことのないようにという考慮で地方財政というものの総枠の策定をし、更にその団体間の配分を考へるというところになつておるわけでありまして、

○秋山長造君 この点は、この間も長官も御承知の通り大蔵大臣なり、或いは大蔵省の主計局長ですか、おいでになつていたときに、この財政白書の問題で端なくも大蔵当局の地方財政に対する認識の程度と言ひますか、熱意の程度というものがよくわかつたのですが、自治庁のほうでは大いに地方財政の充実と強化のために努力はされておるといふことは決して否定はしませんけれども、併し肝腎の大蔵当局の物の考え方というものが、ああいう地方財政白書にしても、そんなものは自治庁で勝手に作つたもので我関せず、関知していないというふうなことを用意に口にする程度なのですから、これはよほど真剣に取組んでもらわなければ、とても地方財源の充実というやうな問題もこれは期待できないのじやないかと思ふ。今おつしやつた入場税の問題を一つ取上げてみましたが、これは入場税の国税移管ということには反対です。反対ですが、併しこれは何ぞ私が反対だということだけでなしに自治庁自身にしても、この政府の原案を通常国会に提案された建前上、いろいろ入場税の国税移管、更に入場税の譲与税という形で財源調整をやるということについて、その効能書は一応おつしやつておられますけれども、併し

どうも大蔵省にしても自治庁にしてもその効能書の説明を聞いておつて、成るほどそれなら入場税を国税に移管しなければならぬとだけのが感じられないのです。現に税務部長自身だつて入場税を国税に移管して、こういう形で地方に還元するといふことについて、本當に腹の底からこれがいよいよお考えであるかどうか、私は一偏伺つてみたいと思つておつたのですが、如何ですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 率直に申上げまして、今度の政府案がでさうりましました。そういうことを本にも書いておられます。併しながら税制を一つ一つについて自説を主張しておつたのでありまして、機軸のやうなものでありますので、でさうりつた機軸として考えます場合は、こういう政府案が妥当じやないだろうかといふふうに申上げざるを得ないのじやないかといふふうにおつしやつておられます。

○秋山長造君 でさうりつたものが勿論新しい税体系として極めてすつきりとした整つたものであればこれは勿論それとして一定の理窟が通るわけなのですけれども、今度の新しい税の体系というものは、私は余りすつきりしていなやうに思ふのです。特に一般の地方の独立税があつて、その上に譲与税といふものがあつて、そしてそれが更に今度は交付税といふもので調整作用をやつて行こうという三段構になつております。そのうち真中のところの譲与税という形がどうもすつきりしてない。すつきりしてないといふのもその理由は、大体遊興飲食税と入場税と

二本建てのものととして政府自身が考えておつたにもかかわらず、中途どうした加減かそれが片足外れて入場税だけになつたといふことからも、非常に最初政府自身が狙つた、大蔵省が大蔵省なりに狙つた財源調整という効果はこれはもう半減しておるといふことは大蔵省自身が言つておる通りだと思ふ。而もこの入場税譲与税によつて期待される調整作用といふものはせいぜい五十億程度でありましようけれども、それが今度の衆議院の修正によりまして、その五十億程度の調整作用といふものは更に半減されておるのじやないか。その程度の調整作用しか期待できないにもかかわらず、なぜこれは歴史的にもどういふ点から見ても最も地方税らしい地方税である入場税をあえて国税に移管しなければならぬかという理由がどうも立たんのじやないかと思ふ。特にそういう筋の通らない国税移管に対して、如何に政府部内の一休性といふこともありましようけれども、自治庁自身がそれに賛成なさり、そしてそれを尤もらしく理由付けて行かれるといふことは、私はどうも納得ができません。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは政府として考えましたときは、当初の考へ方、政府原案の線では今税務部長からもお答え申し上げましたように、まあ総合してみればこの程度はやむを得ないといふ判断になつたのであります。そして、その後まあいろいろ国会側において御修正になりまして、政府側の考へておりました意図が大分模様が變つて参つておる、こういう点も私も御指摘の通りだと思ひます。併しまあ国会にいろ／＼な御見解があつてお直し

になつたのであり、而も依然として全然そういう調整の機能といふものがなくなつておるわけではありませんが、まあそういう工合にお直しになるならばお直しになるという前提の下に、なお地方財政全体として財源の総枠が充足され、相互間の配分が或る程度やうに行けるなら、それも一つの行き方であるといふ意味において賛成を申上げようと思ひます。今日のような状態に衆議院側において御修正になつたといふ点におきましては、私どもも全面的にはやはり御賛成申上げるといふわけには参らない気持は確かにあるわけでありまして、

○秋山長造君 それはもう入場税譲与税という制度を残す限りは、多少とも調整作用を期待できるというところはこれはまあ認めざるを得ないのですけれども、ただそれも限度の問題であつて、僅かばかりの調整作用を期待するために、わざ／＼最も本来的な入場税といふものを国税に持つて来なければならぬ、さうまでする必要があるかどうかといふことなんで、その点はまあ長官の御答弁の要にも必ずしも適當でないといふやうなお氣持が含まれておるやうでございますけれども、まあ二十億や三十億程度の調整作用というやうなことしか期待できんならば、むしろこれは地方に置いておいて、或いはたばこ消費税で何とかこの償いをするとか、或いは新しい交付税制度を、さつき長官のお言葉によれば、やはり地方の独立財源の一つとして考えられるといふものならば、交付税を少々プラスするぐらいのことは何でもないじやないかといふやうに考へるのです。が、飽くまでこれはどんなにすた／＼

れではなしに、ただ財源調整という一つの断面だけから見る場合に一方においては入場税を財源調整をするのだということで、偏在の調整をするということ

とでわざ／＼國に取上げるようなことをしながら、而も一方においてはそれを偏在を調整するということを打ち消すかのごとく新たに非常に偏在度の強い不動産取得税というものを設けることが、理窟に合わんのじやないかということが私は聞いておるのです。

○国務大臣(塚田十一郎君) そうすると、秋山委員がお尋ねになつておるお氣持からいたしますならば、そんなことをするくらいならば入場税を地方に置いて、不動産取得税というものには減設しないほうが考へ方としては筋が通つておるのではないかとこの御意見から思ふのでありますが、それは

考え方であると思うのであります。併しこの場合に不動産取得税を地方に新しく創設できないという面から来る地方財政全体の財源不足というものが、その財源不足は交付税で賄つても、しばしば他の委員のかた々から御指摘があり、又最初に秋山委員か

ら御指摘があつたごとく独立財源といふものをどこで地方に認めるのだという点においても非常に問題があるのであります、私どもはやはり最初に申上げましたように、考えられる税源があればできるだけ独立財源を地方に与える、そこでいろいろな財源を与えて

のうちのどれか一つ二つを取つて、  
うして或る程度の偏在を是正して、  
論それでも偏在は若干残るでありま  
うが、残る偏在を或る程度の部分な  
らばやむを得ないのだ、道理として

められるという程度のものを残して、他の部分は調整をする財源に使つて行くという、こういう考え方が一番限られた国民負担で能率的に金を使つて行くというために一番いい方法じゃないかと考えておるわけであります。

○秋山長造君 從來あつた偏在を今度の入場税の國稅移管によつてこれを或る程度是正する、併しこれとても十分

でないの、あとにまだ相当偏在が残るのはやむを得ないということこれは明らかですけれども、併しだからと嘗つて完全に是正されなくて、あとにまだ偏在が残つておるといふことと、それから新らしくそれに付加えて新らしい偏在を作り出すといふことは多少違ふのじやないかと思ひます。どうも私どもは不動産取得税の問題は、新しい偏在を作り出すことになるのではないかといふふうに考へるのですが、その点は長官の御見解と多少食い違ふけれども、どうも私はそういう感じがしてならない。その問題は時間がかかりますから……。

つて總体で十五億を庫庫にとられる。その中には一部分は市町村からとられる部分があるだろうと思う。それで私の伺いたいのは、なぜ一休市町村と道府県との間にこういうような差違が出て来ておるのであるか、道府県をこういうふうに厚くするのはどういうふうな意味があるのか、その点を伺いたい。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは独立財源というものを地方財政余体を通じて申上げておるのであります、ここに府県と市町村というものを区別して考えますならば、私はシャウプ勧告に基いた改革というものが市町村に少し重点を置かれ過ぎておつて、府県が

むしろ置いて行かれておるといふ感じを持つておりますので、そのことを併せて是正するという感じで物を判断をいたし、又その考え方で計画を立てておりますから、御指摘のような状態が出て来るので、御覧頂いてもわかりますように、今までの制度から行きますならば、府県の財源というものは非常

やないか。むしろこの際道府県とということよりも市町村に重点を置いて、独立財源を与える方向に行かなければならない、こういうふうに考えるのであるが、如何ですか。

○国務大臣(塚田十一郎君) その気持

は勿論どこまでもあるわけでありまして、そういう考慮も全然捨てておるわけでありませんけれども、むしろそういう考慮を頭に置きながらも、今のこの府県の状態というものが、少くとも自治団体としてなお認めて行くという建前からするならば、余りに今まで考慮の払われ方が少なかったものを当面においては正する、こういうふうな考へ方であります。

○若木陽輝君 私は数学的にははつきりわかりませんでけれども、今の点は結局府県単位の警察というふうなものを作るためにそういうふうな関係が生じて来ておるのです。それは全く無関係ですか。この点伺います。

○国務大臣(塚田十一郎君) それは直接には考慮されておらんのであります。

て、府県単位の警察がでるから」といふことは、財政の府県の全体の綱杵の上においては考慮してありますけれども、そういう府県のための費用も含めて、府県の財源がどの程度独自の財源で賄われるかという考慮にまなつておるわけであります。

○若木勝祿君　そうしますと、まあその問題は直接警察というふうな關係とは考えられないけれども、總体的に言へばやはりそういうことが含まれて来るといふうちに、まあそういうふうな受取つたのでありますが、それで差支えありませんか。

○國務大臣(塚田十一郎君)　これは我々

察制度の改正に伴う府県の費用増とい  
うものも含めて、全体の府県の財政の  
繰上りの中で独立税が幾らか殖えた、こ  
ういうことになると思います。

○若者開福君 その問題に腹進し  
て、もうちよつと関連の質問をしたい  
と思ひますが、これは午前中に加藤  
君から質問があつたのですけれども、  
結局市町村民税を道府県に移管するた  
めにたばこ税を振り当てにしておる。  
こういうふうになつておるのですけれ

とも、これは加瀬善三とあとで資本を厚  
きたいというふうなお話でしたがこれ  
は本當に振り當てにたばこ税というこ  
うなものゝ振り當るのかどうか、こう  
いう点が私は懸念される。これは總体  
的に、全国的に考へて行けば、そのバ  
ランスがとれるかも知れないけれど

も、各個の殊にたはこなつて余り強  
つておらないところの町村もあるだろ  
うと思うのですが、そういう個々の町  
村自体について考えてみたとき、果し  
て總体的にバランスがとれるごとく  
行くかどうかということは、これは大  
きな私には問題だと思う。今までの市町

村長稱と云ふふうなもの、長年続いて来て一つの安定性を持っている。その代りに出て来たたばこ税というものの代りに出て来たたばこ税というものが個々の町村にとつて不安定になると、非常に私は財政上問題があると、思う。こういうことはただ總体的な数字の上で以て考えたものか、実際にお

て、例えは人口何千ぐらいの所はどうであるか、或いはそれより以下の所はどうであるかというような実態の調査に基いてこれは考へ出したものかどうか、その点を伺いたいと思います。

○政府委員（奥野誠亮君） 町村全体を

通じて見た場合にどういふことになるかといふことは午前中に申上げた通りであります。市町村民税であります。と、法人税割のようなものは偏在するばかりではなしに、年度間の安定性を欠いております。或る年には多額の収入が得られるが他の年には収入が激減する。こういうことは小さい規模の団体におきましてはできる限り避けたいと思つておるのであります。又個人所得割の面におきましても、かなり地域間に大きな差があるのであります。仮に県単位に考えましても、たしか鹿児島県の県民一人当りの所得税額と、東京の一人当りの所得税額とは十倍くらいの開きがあつたと思つております。これに対してたばこ消費税の一番多いところと少ないところでは、たしか二倍半程度違つたと思つております。そうなつて参りますと、たばこ消費税のほつたが地方団体間に普遍的であります。又或る都市ではうんと消費するが、他の都市においては消費が激減するといふことは比較的少いといふふうに私たちが見ておるのであります、その意味では小規模団体においては安定性を全くいふような税源を少くし、半面安定性のあるような収入に置き替へて行方を持つておる。そういう意味においては市町村民税の一部をたばこ消費税に振替えたほうが、市町村の税割の姿がよくなるのではないか、かように考へております。

○若木勝蔵君　あなたのそういうような考え通りに行けば私は問題ないと思ふのです。私の聞いているのは、或る甲なら甲といふ市町村、村なら村において、そういうようなたばこ税を振替

てため、財政の欠陥を生ずるところがないかどうかというのを聞いておる。若しあつたとしたら、それをどういうふうに矯正して行くか、これを伺っているのです。

○政府委員(奥野誠亮君) 市町村民税、特に法人税の多いような団体におきましては、その収入が多いものですから、地方財政平衡交付金を受けていない所が、これがたばこ消費税に代りました場合には収入が減つて参るうと思ひます。こういう団体につきま

しては、減つただけのものが地方財政平衡交付金で補填されるということとは先ずないわけでありまして、激減緩和のために特別交付金を出すとか、或いは地方債を特に認めて行くとかいう以外はないのです。これに反しまして、他の町村でありますと、地方財政平衡交付金を受けて、仮に市町村民税の減り方が多い場合には、それだけ地方財政平衡交付金が多く交付されることになりまして、まあそれほど大きな打撃を与えないことになるだろうと思ひ。併しながらたばこの小売店のない市町村は先ずないというふうに見ていいのではないかと思ひます。市町村によりまして、若干どちらが多いかということにおいて、そういうことは出て参ると思ひます。地方財政平衡交付金を受けていない所は別として、地方財政平衡交付金を受けている市町村の場合は、殆んど全部と言つていくくらい、たばこ消費税のほうが多量に、いろいろな調査からお承知しております。加瀬さんのお話になりました資料は明日午前中には出せると思つております。

○若木勝蔵君 次にもう一つ関連する

のですが、入場税移管の問題、これは実際に移管した場合と、現在の場合同じでどういふふうな変化が生じて来るか、個々の町村において全然変化はないか、バランスがよくついているか、こういう点は実際にどうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) これは地方財政計画を立てて行きます場合には、個々の団体ごとに幾ら財源が不足するか、その不足額を地方財政平衡交付金で補填するという考え方に立つておるわけでありまして、従ひまして、入場税を国税に移管いたしましたので、その国税として徴収いたしましたものを人口按分として徴収したままに、そうなつて参りますと、東京や大阪のような団体は収入が減つて参ります。他の府県では収入が増え参ります。従つて東京や大阪以外の団体については、地方財政平衡交付金を交付しなければならぬという金額が減つて参るわけでありまして、東京、大阪では収入が減りまして、まあ地方財政平衡交付金を交付する必要がある。その結果国民全体として負担しなければならぬような額は、東京、大阪から吹上げて参りますと、五十億円程度減つて参ります。併し他の団体におきましては、入場税と税が交付される代り、地方財政平衡交付金は減つて来るから、別段損得という問題は生じて参らないのであります。要するに地方財政平衡交付金の額を五十億円余り少くすることができ、そしてなおかつ全地方団体について財源不足額を補填して行くことができ、こういうふうな形になつておるわけでありまして、併しながら入場税につきまして、減税措置がとられて参つておるま

すので、この関係が、少し變つて来ておると思ひます。東京大阪につきましては五十億円減らして、他の地方団体につきましては増減はない、かようにお答えしたいと思ひます。

○若木勝蔵君 どうも今聞いておつてその点がよくわからないのですが、平衡交付金であれば五十億円のところが儲かるというところをもう少し具体的に話して見て下さい。

○政府委員(奥野誠亮君) 東京、大阪以外の団体でありまして、入場税として徴収いたします金額よりも、国全体で国税として徴収した額を人口按分で配分される額の方が多いいわけでありまして、府県税としての入場税よりも入場税と税の金額のほうが多いいわけでありまして、それだけ財源が増えるわけでありまして、財源不足を補填する意味において交付する地方財政平衡交付金が少く済むわけでありまして、この少く済む金額を合計いたしますと五十億円余りになつて参るわけでありまして、それではその五十億円余りのものをどこから持つて来たかと思ひます。東京と大阪から持つて来るということになるわけでありまして、東京、大阪では入場税として徴収した額よりも入場税と税でもらう額のほうが五十億円余り少いいわけでありまして、要するに東京、大阪の犠牲によつて他の府県に財源補填をして行くという形になつて参ると思ひます。

○若木勝蔵君 そこの間から私の言つておるところの問題点になるわけなんだが、それは終ります。

○秋山長造君 さっきの不動産取得税の詳しい内容については、又このあと逐条審議のときに更にお伺ひいたします。

すが、いずれにしても、非常に偏在度の高い税金であることには間違いないのですが、さつき長官の話によると、独立財源の充実をやはり一つの大きな要案として不動産取得税の創設ということを考えておられるようでありまして、これを考へておられるようでありまして、けれども、このように偏在度の高い税金を創設することによつて、果して地方財政全体として財源が増強充実をされたということになるのかどうかということなんでしょう。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは地方全体として見ますならば、交付税その他で国からもらうよりは、独立の財源が見えたら、その独立の財源について今度見ますならば、偏在するものよりも偏在しないもののほうが多いということは、まさに御意見の通りだと思ひます。ただ恐らく、残念ながら今考えられます新しい地方税というもので偏在しない税というものは考えられないのじやないか、まあ私はこういう感じを持つております。又実際検討して見てもなか／＼そういう税が見当らないのであります。勿論税というものは担税力のある所からしか取れないものでありますから、担税力のあるところのところに富んでおる所ということでありまして、どうしても税は偏在することにならざるを得ないのであります。そこでまあ地方財源全体として独立の財源を或る程度認めても、そのどれが皆偏在を成るから取上げて、やはり一部分はその中からは取上げて、なすという財源調整をしないかやならないという結論が出て来るわけでありまして、

から道府県民税が大体百七十三億、合計して二百十七億ということ、結局従来の市町村の税収の中から二百十七億というものが道府県へ吸い上げられるということになるわけですね。ところが丁度それとあたかも符節を合すように、警察制度の改正によつて市町村のほうから落ちる経費が二百十億なんですね、結局これは自治警を廃止して、そうして府県警察一本にまとめるための経費として二百十億に見合う二百十七億として道府県民税と不動産取得税とが考えられたというふうな解釈してもよろしいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) お手許に配付してあります本年度の改正による地方税の収入の状況と収入見込額と、それからいま一つ御指摘の点は警察制度の改正による増減の点、両方併せてどういふふうな恰好になるかという点のお尋ねのようでございますが、警察制度の改正によりましては百五億全体として負担が増えるわけでございますが、国からの補助金がありますので、たしか府県としましては八十九億くらい新らしく負担が増える、半面市町村のほうは二百十一億減したか減ることになるわけでありまして、これに對して税のほうでは、御指摘のように市町村民税が百七十三億減するという事になるわけでありまして、府県民税のほうはそれに対して百六十九億の道府県民税が新らしく加わる、その關係だけを取上げますと、やはり警察の負担が市町村から抜けることによつて市町村は若干楽になるわけでございますが、併しその差、即ち百七十三億と二百十億の差の多くは市及び自治体警察を維持しておる町村において最もよく現われて来

るわけであつて、結局市町村民税の振替になります。財源というものは、やはりたばこ消費税の百九十四億という市町村に行くものが振替りの基礎になるというふうに私どもは考えておるわけでありまゝ。これら全体を通じて観察いたしまするならば、警察費の負担が變りませんが、相当案になると思うのであります。警察が若し政府案のよう

といううちで、同じ市だけとつて見ても、五大都市というふうな大きな市とそれから最近やたらにできておるような小さい市とを比べた場合、その偏在というものは非常に大きいと思うのであります。で、そういう市町村相

互間の財源の偏在の是正というような問題を考えられる必要がないかということをお尋ねしたいと思います。

り或いは国の財政の上からいって、お話のように必要なる財政需要に對して税源が少い所に穴埋めをする、財政需要を超過して多くの収入がある所は取上げない、こういうふうにやれますならば、これは勿論地方自治の立場としては一番上々の策で最も望ましいに違いないことでございますけれども、實際問題として、今のこの緊縮財政下に警察制度がなくなるといふような建前

上げられるということも止むを得ない  
ことと思います。又それによつてこ  
むる饑饉というものも大して心配する  
ほどのこともない。それから非常に貧  
弱な市町村です、ね、こういう所はこ  
ういう方法によつていづれにしても多  
少ともプラスになるということでもそれ  
もまあいいしなければならぬ。ところ  
が中間地帯を占めておる財政的にもま

うな形で実施されるということになり  
ますと、市なり自治体警察を維持して  
おる町村においては、更に相当余力を  
て、かなり貧富の差がございます。

おいてはそれができないというところで、地方団体相互間で比較的財源の多い所から若干これを他の貧弱な団体

あ非常に余裕はないけれども、非常に苦しいやりくりをしつつやつておるという中小都市ですね、そういう所が非

これに反して府県のはうはたばこ消費  
税が九十七億と道府県民税の百六十九  
億と若木さんからも御質問ございました  
市町村民税、特に法人税割の分量を少  
くするであろうと思っております。

に廻しても、その結果、確かに多い団体と申しても、別に絶対的な意味において財源が余つていゝというわけ

「委員長退席 理事 石村幸作 君席」

そういうことの総休の結果として、

常に数から言えば多いのじやないかと思ふのです。そういう多数を占める中小団体というものが、こういうやり方

て約二百七十億余りの額になるわけですが、半面三百十六億余りのごいいますが、半面三百十六億余りのごいいますが、半面三百十六億余りのごい

くして、半面たばこ消費税で補つて行く、これも一つの税源配分の合理化だと思つております。更に固定資産税の

じやなくてやらなければならぬ仕事は極めて多い、又さような富裕団体は多くは人口なり児童等が年々急増しますか、超過財源が出て参りますが、府県のはうは三十六億だけ減つて参ります。

によつて思わん犠牲をこうむるのじやないかというようなことがまあ心配されるのですが、その点は如何でしょう

鷹鷲を負擔しなければならぬ、こういうことになるわけでありまして、それに対して、たしか二十数億の国の補給に對してあります。府県におきま

大規模な分につきましては府県に移して行くというふうな問題も一つの合理化だと思っております。

要の伸びも非常に多いわけでありまして、決して一概に案とは申し得ないの  
て、参る団体でございますから、財政需  
ますその結果、本年度は偏在は十五億  
程度にとどめたわけであります。併し  
昨年よりはやはりそれだけ偏在の度合

か。  
○政府委員(鈴木俊一君) この今回の政府が提案をいたしております地方

助金が更にございますから、それらを全部相殺いたしますと、大体計算のほうではとんくになるわけございませう。でも、町村におきましてもかなりよく行くと思っております。

○秋山長造君　その御説明は一応わか

でありますけれども、併し總体的に見ますと、やはりそういう団体のほうが余力がある、そういう余力のある団体が効えて来てる、偏在の奨励が効えて来てるということとは、地方自治という立場から言つて、それだけやはり

税法その他制度全体の改革案の建前から申しますと、中小の都市、要するに市につきましては、いずれも

すが、併しその結果といたしまして、府県に対してはやはり交付税が市町村の場合よりもより多く行くことになるのであるけれども、自治庁のほうの偏在是正の考え方は、大体少い所へ新らしく持ち込んでやろうというのではな

からそうでない団体へこれを廻して行つて、地方財政自体の中での或る程度の調節作用をやるということは、どうも福至王を重んじて行つて或る程度論の上ではそういうことが言えるわけでありませう。ですからやはり昨年や

警察を維持しておるわけでございますが、そういう警察の面を考えますというのと、これが府県負担に移るとい

しに、まあ多いほうを取上げてそうして地ならしをして行こうという消極的なやり方なんです、そういうやり方

も今の段階においてはこれは不可避のことと思うのであります。ただその額が余りに大きくなるということはできず、住宅不足を強いて行つたという事になりません。御指摘のような議論がいよ／＼強くなされることになると思うのであります。

点から、その点においては確かに財政的にはいづれの都市も余力を生ずると思ふのであります。併しそういう制度

○秋山長造君　もう一つ、主として入場税あたりの偏在は正ということは、道府県相互の間の偏在は正という趣で進めて行つた場合は、どれもこれも地方団体がどんぐりの背比べのような形になつてしまつて、一向にそこに進

るだけ避けるようにしなければならんと考えるわけでありまして、本年度はさような意味の偏在是正ということに言えると思うのであります。

改正を別といたしましても、地方税制だけの申上りでも、このたばこ消費税は、先ほど政府委員から説明

旨の下に考えられておるのですが、地方団体の財源の偏在は何も道府県相互間ばかりではなくして、市町村の間に考えられておるのですけれども……。

ついでには、府県について義務教育費国庫負担金の制度が調整なしにそのまま施行されるということになりました。

○秋山長造君 この場合にこの五大都市或いは五大都市に準ずるようないわゆる富裕団体ですね、そういう所は少

をいたしましたように、偏在が非常に  
少いというところからいたしまして、  
大体各都市ともおおむねそう大きな開

も大いに偏在がある。むしろ道府県相互の間よりも市町村相互の間のほうが更にひどいのじゃないか。まあ市町村が、御指摘のように国民負担の現状な

めに、どうしてもその関係では偏在の財源が出て参る。これは府県の関係であります。半面市町村については、少こういう方法で、まあ大体公平に見て或る程度余裕があるわけです。から、こういう方法によつて財源を若干吸い

きのない姿でたばこ税収が入つて参ると思ふのであります。それに見合う市町村民税のうちで、まあ所得割について

ては或る程度の御意見はありましようけれども、最も偏在の關係の多い法人税割であり、これは個人の所得割よりも府県に移譲する割合を若干増やしてありますので、従つてそういう意味で偏在はなくなると思つております。従つてこれらを通じて考えますと、中小都市の非常な偏在といひますか、財源の非常な多かつた団体に対しては、これは或る程度今回の道府県民税の創設或いは固定資産税の調整等によりまして、若干今年より平年度以降では減つて参ると思ひますが、併しそれでは必要な財政需要といふことを見出す点から申しますれば、大体この程度均衡のとれた財源が、而も安定性のある財源が確保せられることになるのであらうというふうな考へておるのであります。

○秋山長造君 たばこ消費税のほうは人口割で行くわけですから非常に割合ののたれた普通の税金には違ひないのですが、ところが一方取上げられる道府県民税については、これはやはり市町村民税に非常なでこぼれがある結果として、道府県民税にも非常なでこぼれができて来る、不均衡があるのは当然なんです、そういう不均衡のままで吸い上げられて、その穴埋めは万遍なく總括的なたばこ消費税で穴埋めをするということになりますと、道府県民税に吸い上げられた率の大きい所ほど、これは今度の税制改正によつて非常に犠牲をこうむるという結果になるのじやないですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 御指摘の点は、この法人税割のようなものを非常にたくさん持つておつた都市において、その中の一部が道府県の法人税割

として移譲されるという結果をいたしまして、確かに御指摘のようなことは傾向としてはあると思ひます。併しそれは他の都市に比較して非常にその割合が多いと思はれる所がそういうような傾向が特に強いわけではございまして、そういうようなことによつて財源が或る程度均衡化せられ、且つ安定せられたものが各都市を通じて配分せられるという場合は、これは地方財政といふものはやはりそう何といひますか振幅が、非常にでこぼれが年々生ずるものではなくて、又団体間におきましても、やはり同じような仕事をやつて行くわけではございまして、そう大きな違いが原則としてないわけでありまして、そういうような均衡のとれた安定性のある財源を与えることのほうが望ましいのではないかと申すのであります。半面、若しも政府提案のごとく警察制度に関する改革が行われますならば、都市につきましては更に税制改正以外の理由によりまして財源の緩和と申しますか、そういう面も相当これは無視できない有力なる要素になつて来るだらうと思ふのであります。

○秋山長造君 その点は又逐条審議のときにも少しお尋ねするといひまして、次に、今度の税制改正の第三の方針として、地方税の税種相互間における負担の均衡化ということが挙げられておるわけですが、税種相互間の負担の均衡化といふことはもとより結構でありますけれども、併しその前に、一つの税についていふと、不均衡がある点を先ず改める必要があるのじやないか。と申しますのは、例えば事業税なんです、事業税については、従来いふ問題になつておることは、個人事業税と法人事業税において税の負担が非常に不均衡になつておる、それが法人のほうでは給与なり或いは償却費といふようなものが必要経費として適当に落せるのに、個人の場合はそれが一切認められない、そのために先だつてのこの委員会の公聴会でも、相当この点が公述人からやかましく言われたわけでありまして、例えば同じく五十六万九千九百円という収入のある法人と個人について、その税額が法人のほうは一萬四千六百二十八円、個人のほうは二万三千八百八十八円というように非常に極端な差額が示されておるのですが、この個人の場合と法人の場合とのこういう不均衡を何とか是正をする必要がこういふ機会にこそあるのではないかと申すのでありますが、その点問題にならなかつたかどうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 法人が事業を行なつております場合と個人が事業を行なつております場合の負担を、事業の分量といひますか、そういうものから見ても同じような負担金額にしなければならぬといひます。すなわち、課税標準を所得に求めるべきじやないだらうと思ひます。売上金額に求めるなり附加価値に求めるべきじやないかと思ひます。性格の全く違ふものにつきまして、同じような考え方では負担を比較することは多少適當ではな

いんじやないだらうかといふふうに思つております。勿論お話の御趣意はよくわかるわけでありまして、そういう意味では課税標準を所得に求めませんで、理論的には附加価値などに求めて行つたほうがいいじやないかといふふうなまで思つておるわけでありまして、ただ比較いたします場合に、法人であります場合は、例えば府県民税や市町村民税でありまして法人にも課税されますし、それから法人から給与を受けております個人も課税されるわけでありまして、個人が事業を行なつております場合には、府県民税、市町村民税は一つしかかかつて来ないわけでありまして、第二には、所得税の面におきまして、法人が行なつております場合には法人に法人税が課されますのみならず、法人から給与を受けております個人も課税されて所得税が課されて参ります。事業税の場合には、個人事業者に所得税が課されるだけといふふうになつて参ると思ひます。総合的に比較してみます場合に、必ずしもどちらが重いといふことは言えないわけでありまして、個人の場合でも青色申告を行なつておると、家業専従者につきましては、一人当たり七万円経費として控除することになつて参ります。このような適用を受けて参りますと、かなり負担が軽減されて来るんじやないか、それだけ個人事業主の所得が少くなつて参りますので、事業税額もかなり低くなつて参るわけでありまして、そういうふうな関係がございまして、簡単に比較できないのじやないだらうかといふふうに思つておるわけでありまして、勿論法人でありますとも、どの程度所得を確保いたしますとか、或いは所得の規模でありますとか、そういうことによりまして所得税額その他も異なつて参りますので、なか／＼比較はむずかしいだらうと思ひます。ただ全く同じようにいたしますとすれば、

ば、売上金額とか或いは附加価値といふそういう形式をとらざるを得ないじやないだらうかといふふうに思つております。

○秋山長造君 もとより法人と個人とこれはいろいろな点で相違があることはわかるのですけれども、ただ私が今お尋ねしておるのは、一口に法人と申しまして、個人の場合ともうすつかり只今お話しするやうに何もかも違つておる法人もあるけれども、併し事業税の場合、いわゆる中小法人ですね、ただ個人事業税が非常に高くて苦境で困るので、極めて便宜的に法人に切替えることによつて、事業税の負担を多少でも軽くして行かざるを得ないといふような、そういう小さい法人が非常に多いのじやないかと思ふ。そういう、法人とはいふてもその実態は個人と何ら変わらないといふような法人、そういう法人と個人との間の事業税の負担が、ただ形式的に法人であるか、個人であるかといふことだけによつて、余りにも隔りができて来るということ

が往々にして起つて来る、これは御承知の通りです。そういう矛盾を何とか解決をする方法はないかといふことをお尋ねしてゐるのです。

○政府委員(奥野誠亮君) お話のようなこと、事業税につきましても、特に個人の負担は軽減したほうがいいのじやないだらうかといふように政府でも考へておるわけでありまして、その結果基礎控除を一面には引上げますと共に、税率におきましても個人と法人との間に差等を付けたわけでありまして、このようないき方よりいたした方がないのではないかと思つております。ただあらゆる税を総合いたしました場合に

ば、売上金額とか或いは附加価値といふそういう形式をとらざるを得ないじやないだらうかといふふうに思つております。

は、中小法人の場合でもそう変つてはいないのじやないだろうかというふう  
に思つております。なお御質問がござ  
いましたら、詳しく数字についてお話  
をいたしたいと思ひます。

○秋山長造君　現在の建前で行く以上は、個人と法人との税負担の矛盾を解決する方法は、個人の基礎控除を上げるなり、或いは税率を下げるなりということ以外にはない、こういうことですね。その場合に今度の改正によりますと、基礎控除を今まで五万円であつたのを六万円にすることと、それから税率を百分の十二を百分の八に引下げるというこの二つのことによつて、個人と法人との負担の不均衡というものを何とか解決しようということのようでありませうけれども、この程度の考え方で果してこれが解決できるのだろうか、その点についてどの程度の見通しを持つておられますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 事業税だけを捉えて考えて参りますと、やはり違つて来るだろうと思います。ただ全体の税を通じて考えて参りますと、今度の改正案によりまして、大体差はなくなつて来たというふうに思つておるわけであります。なお個人事業税の場合に、先ほどちよつと触れましたように、家業専従者の控除というものをもつと拡充をして行く、所得税においてとられている制度でありますけれども、これを漸次青色申告に限らずもう少し拡げられんものだろうかという考えは、個人的な考え方としては持つてゐるわけであります。で、改正案と現行法との比較をちよつと簡単に申上げますと、一応仮定に立つてゐるわけでありますが、利益が三十万円のものに

つきまして、法人の場合には役員報酬が二十万円、個人の場合には扶養親族が一人だと、これは個人でも法人でも同じであります。それから五十万円の場合は三十万円、百万円の場合は四十万円、それから扶養親族が五十万円の場合は二人、百万円の場合は三人、そういう仮定をいたしております。それから法人は半額配当の場合と全額配当の場合と二つに計算いたしております。こういう仮定の下に立つて計算してみますと、三十万円の利益の上ります場合には、百円につきまして現行法では法人の負担が二十五円八銭であります。個人の場合には二十六円六銭であります。若干重いのであります。

【理事 石村幸作君 退席、委員長 席】

ところが改正案によりますと、法人の負担が二十三円四十四銭、個人の場合には二十二円八銭、若干個人のほうが下つて参ります。それから五十万円の段階になりますと、現行法では全額配当の場合には三十一円八十四銭、半額配当の場合には三十一円四銭、個人の場合には三十三円二銭、若干個人の場合は三十円二銭、とところが改正案の場合には、全額配当の場合には二十九円九十二銭、半額配当の場合には二十九円三十八銭、これに対して個人は二十九円四十七銭、先ず大体似たり寄つたりということになつて参ります。百万円の場合におきましても、今申上げましたような傾向になつてゐるわけでありませう。

○秋山長造君 この事業税の問題も詳しくは後ほど又事業税の逐条審議のときに今の点をもう少し突つ込んでお尋ねしたいと思つてあります。それ

からもう一つお尋ねしたいのは、この基本方針の最後に挙げてあります「税務行政の簡素合理化、それから徴税上の協力態勢の確立」という問題があるのです。この点についても、只今の事業税の問題で課税標準の算定について国税所得税の決定によるということになって、或るほど非常に道府県の手は省けるわけですけれども、その半面国税の徴収等について税務署のやり口を従来見ておきますと、依然としていわゆる割当課税をやっておるわけです。特に本年度あたりは国の緊縮財政の方針からして、相当徴税攻勢を税務署はかけるのじやないか。そうなった場合に、その決定額によつて事業税額をかけてゆくということになりますと、やはり中小企業なんかについて、思わぬこれは重圧になつて来るのじやないかというような気がするのですが、その点について自治庁はどういうお見通しを持つておられますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 国と府県と市町村とが税務行政の運営において協力態勢をとるから、特に納税義務者に對して負担が重くなるというふうには思つていないわけであります。ただ事業税の課税標準をきめます場合に、從來は御承知のように地方団体が独自の見解で調査決定いたして参りました。その結果所得の決定が府県のほうが重かつた所も若干ございます。大体においてはむしろ輕かつたかも知れませんけれども、その間に府県間に相違があったわけでありまして、これが国の所得に乘つかつて参りますので、今申上げました意味合いにおきましては、從來に比べて変化が生じて来るだろうと思ひます。そういうことになりますか。

ら、全体として重くなつて来ると言うことはないのであるかと想像いたしております。

○秋山長造君 私のお尋ねするのは、国と道府県とが協力するなら重くなるというような……、それは協力の点はいいのですけれども、ただその結果として、事業税の課税標準を算定する場合に、所得税の決定によるということに機械的になつて来ますから、そうなたつた場合に所得税の取り方或いは調整のやり方というものが妥当ならば、これは勿論結構なことですけれども、得てして税務署のやり方というのは、地方の実情を無視して強圧的にやるから、いが非常にあるわけです。特に本年度あたりはその威力を一層税務署は發揮するのじやないかということを我々は非常に恐れておるわけです。そういういたしますと、従来のやり方で府県知事が独自にやるならば、例えば先だつて新聞に出ておりましたように、京都あたりでは府議会で決議をやつて、そうして個人事業税の自家労賃を控除するというようなことをきめたようですが、そういうような地方が独自の立場で持ち味を活かして行くというようなことを事業税において期待することは勿論できなくなるのであります。そうしてさつきのような税務署のやり口だとすれば、やはり中小企業に対する重圧というものは一層重加して来るのではないかとということを恐れる。そこで成るほど取る側同士の協力態勢ということとは、併し取られる側から言えば有難迷惑、有難迷惑の有難のほうはなくて、迷惑だけが残るということになるのです。そういう御心配はないですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 従来事業税

の課税標準の決定に當つてどういふやり方をしたか、これは根本の問題になるだらうと思ひます。これにつきましては、多くの府県はやはり国の税務機關の決定した所得を用いております。併し団体によりましては、これよりも高く決定している所もございますし、御指摘になりましたような特殊なやり方をしている所もございます。總体的に申しました場合には、国の決定いたしました所得をそのままとつて参つておりますので、今度のような制度改正をいたしましたとしても、全体としては大して變りはないのじやないだらうかというふうに思つております。むしろ事業税のような性格の税につきましては、經濟界に与える影響も考えますと、余り勝手なやり方をしないほうがいいのじやないだらうかというふうに思つてゐるわけであります。殊に所得の決定ということになつて参りますと、どこにおきましても公正に把握されるという必要があるのだらうと思ふのであります。そういう意味において均衡のとれた決定が行われるという方向においては、府県や市町村の協力がむしろいい効果を及ぼすのではないだらうかと考えております。

○秋山長造君 従來の全国各府県の実情を考えた場合、大体国稻の決定額といふものを最高限度として、そうして事業稻の決定が独自になされて来たといふことが大体に言えるのじやないかと思うのです。ところが今度こういうことになりましたと、今度は国稻の決定額といふものが最高限度でなしに最低限度になつて、すべてがそこから出発するようなことになつて来るのじやないかと思うのです。つまり今度の改正

の中にも、国の見方について県のはうが異議がある場合には、その異議を申出ることによつて適當な線を協議して出すというやうなことが出来るわけですが、その際と府県のはうは、とにかくこの国の決定額を出発点として、出来るだけそれより上げよう上げようとするやうな傾向を帯びて来るのではないかとこのように思えるのですが、その点はどうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 実は私たちは、府県や市町村が国の決定したものは低過ぎるから高くしろというやうな場合は全く特殊例外の場合じやなからうか、一般的には自分の地域の住民の所得決定を低くしてもらいたい、こういうやうな気持を持つのが一般じやないだらうかと思つております。そのことが、延いては基準財政収入額を算定する場合にも、高くなるのだからむしろ低くしてもらいたい、こういう形になるのが一般じやなからうかと思つております。ただ住民相互間に不均衡があることはこれは許されないこととございまして、低いほうにつきましては是正を求めるといふやうなことであるやうな制度を設けてゐるのでございまして、それによつて全体として公正な姿に持つて参りたい、こういうやうな考え方に立つておるわけとござい

○秋山長造君 それが、府県が独自で定める場合には今おつしやるやうなことが考えられるのです。ところが税務署の決定額によるといふことが一項目入つておるやうな、県のほうは何でもかんでも文句を言つとすぐそこへ持つて行く。これはもう税務署がきめてゐるのだからしようがない、国がき

めてゐるのだからしようがないということと逃げておる。そしてそれで押付けて来る。それでそこらに、今税務部長がおつしやるやうに地方自治の建前から言へば、地方住民の所得の決定を成るべく低く、ということにならなきやいかんのですけれども、地方団体は皆ふところが苦しいのですから、成るべくなら自分の責任において負担をかけるよりは人の責任において負担をかけたほうが気が楽ですから、だから国の、税務署の決定ということに藉口して、税務署の責任において成るべく余計取らうというやうな気持が私は必ず動いて来るのじやないかと思つて、それが、まあそういう点について、そういう不心得がないように注意してもらわねばやあいかんと思つて、これは確かにあります。そういうことになつて来ると思ふのですが、併しこれも事業税のときにも少し質問をしますけれども……

それからもう一つは、道府県民税の賦課徴収事務を市町村にやらせるということなんです。これによつて非常に税務行政が簡素化されるということをおつしやつておるのですけれども、併しこういう効果が期待される場合は、実際にその賦課徴収事務を担当して

くれる市町村というものが非常に積極的に喜んで引受けてくれようという態度であつた場合に限つておるのじやないか。ところが今の実情は、全国の市町村は皆拵つてこのやり方には反対をしてゐるわけなんです。市長会にしても町村会にしても、皆これには絶対反対だということを強く言つておる。又この間のこの公聴会でも、公述人のかたは皆そういうことを言つておら

れた。それで市町村自身が非常に反対をしておられる、まあ積極的に反対しないまでも非常にいやがつておるといふことはこれはもう否定できない事実です。そういうものにこの道府県民税の賦課徴収事務をやらして、果して税務行政の簡素化になり、徴税上の協力態勢というやうなことが期待できるのかどうか。どうお考えになるか。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方制度調査会がこの答申が出ました際に、都市の代表の人たちは積極的に賛成いたしました。町村の代表の人たちはこれを成立させるといふやうな見地からむしろ棄権をいたしましたわけでありまして、現在市長会等で反対的な意見を公にしておることを承知しております。併しながらそれじや税制全体としてどうかということになつて参りますと、多くの都市では府県民税はいやだ、併しな

がらたばこの消費税は欲しい、こういうことなんだらうと思つてあります。やはり總体的に考へて結論を出して頂かなければいけないのでありまして、個々の税目々々についての意見を私たちは勿論これも考へ頂かなければなりませんが、それだけで判断して頂くことは望ましくないのではないだらうかと思つております。

第二に、又私たちは、府県と市町村とのあり方というものが、占領行政以後におきまして非常に対立的になつて来ておると思ひます。この姿といふものは、これは占領行政としてはよかつたかも知れませんが、今後日本のあり方としては是正して頂きたい。市が市だけの立場にとらわれないで国民全体の立場に立つてものごとを判断してもらいたい。そういうことに

私たちが今後努力して行きますならば、必ずしもこの府県民税の徴収というものがそれほどまづい姿になつて行くものではないといふやうに確信しておるわけとござい

○秋山長造君 市町村は非常にこれを歓迎しておるといふやうな御説明なんですけれども、それは全然我々の承知してゐることと真反対なんです。私、市町村は、今日も今ちよつと探したのですけれども出て来ないのですが、さつき全国の市長会からこれに反対だといふ陳情が来てゐたのです。まあ併し、それは今おつしやるやうに、この道府県民税を道府県で吸い上げられるのがいやだから、だから反対だといふ、この目標はその吸い上げられるというところにあるのかも知れません。それから又もう一つは、而も一方ではたばこ消費税は余計もらいたいといふやうな、極めていゝば利己的な立場から反対するやうな恰好をしてゐるじやないかというやうなお話ですが、或いはそういう面もあるかも知れない。あるかも知れないけれども、併し我々が公平に考へて、市町村から、市町村民税から県に百七十億も吸い上げられるものを、市町村がまあどんなにうまく行つても喜んで事務だけやつてやろうといふはずはないと思つてゐる。これはもう当然いやがるにきまつておる。ただそのいやがるのが絶対にいやがるか、まあいや／＼ながら我慢してやるかの違いで、これは今おつしやるやうに積極的に喜ぶといふことは私はちよつとあり得ないのじやないかと思ひます。そのいやがるというまあ一番大きい理由は、道府県民税として吸い上げられるからいやがるのでしようけれども、も

う一つは手数料ですね。事務をやる手数料なんかについて、国の考へ方が非常に虫がよ過ぎるのじやないかと思うのです。で、入場税なんかの場合は、百九十二億のうち、一割、十九億も国が手数料として取るのですがね。この場合は一体市町村に手数料として何割くらいおやりになるお考えなのか。

○政府委員(奥野誠亮君) 大体今までの府県民税として徴収して払込みました額の二割程度、納税義務者一人当りに考へておつたわけでありまして、これにつきまして少な過ぎるというやうな意見もございまして、若干増額したらどうだらうかといふことで検討いたしております。私たちは市町村に財源をできるだけたくさん与へるというところは望ましいことだと思つております。ただ徴収徴収の形でたくさん与へますといふことは、徴収費にそれだけ使つても構わないのだという誤解を与へやしないかといふことを恐れておるのであります。できるだけ私たちが徴収費を少く持つて行きたい。若し他の形で、市町村に財源を与へ得ますならば、できる限りたくさん与へたいと思ひます。たゞ徴収徴収の形で与へるものでありますから、徴収費はそれじや高くてもよろしいのだ、こういう誤解を与へることを非常に恐れております。私が申し上げました金額は、大抵府県民税の五割程度を考へておつたのであります。併し、なか／＼それじや少な過ぎるというやうな意見もございまして、五割から七割くらいの間で金額をきめたらどうだらうかといふに現在は考へておるわけとござい

○秋山長造君 その辺がちよつと税務部長の思い過ごしやないかと思うので、今の市町村のこの財政状態から考へたら、たとへば幾分かでももらえらつただけのものを無駄に使うという事は、たゞそれだけの損失に過ぎないと思ふ。又つばり賦課徴収事務というのは極小限度に抑えて、どうしてももらつたものには、さうして何かに使つてしまふという事に結果としてなるのじやないかと思ふ。国の場合には勝手にならばつと天引をして取つて知らん顔をしておつて、さうして町村の場合は余計やつてもいいけれども、無駄に使うのはならんからやらんという、どうも余り市町村を子供扱いにしたやり方じやないかと思ふのがね。どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 無駄に使うとは思つていないのであります。ただ地方税制の運用を見ておまして、どうも徴収に少しかかり過ぎるのじやないだろうか。この徴収費というものをできるだけ下げて行きたいという心配をいたしてゐるのであります。これが将来七〇程度ということになりますと、市町村民税の徴収費は七〇程度、それで当り前なんだという感じを植え付けやしないだろうか、これを恐れておるのであります。できるだけこの割合というものは下げて行きたいのであります。併し、現在五〇程度にしたいと思ひますが、なか／＼満足してもらえないかも知れませんので、先ほど御指摘になりましたように、余り不愉快な感じを与へますことも面白くないと思ふので、若干高めて行きたいというふうには考へてゐるわけでありま。

○秋山長造君 いや、その点がですね、どうも徴収費にかかり過ぎるからやらん、かからんからやるということになるのですか、その点……

○政府委員(奥野誠亮君) 地方団体の徴収費の使い方というものは、地方団体個々によつて非常に違つてゐるものであります。非常によく行つてゐる所は徴収費が少くともやつておられます。又半面余り面白くない所では一〇〇を越える徴収費を使つておられますけれども、だから一体どの辺で我々が判断して行つたらいひだろうか。我々は平均で物を考へることはよくないのじやないか、少くとも合理的に物を進めて行こうと考へますならば、私たちは合理的に進めるといふことでは標準にとつて行くべきじやないかと思ひますが、さういふ点に私どもも頭を痛めております。併し若干今まで申上げましたところよりは高めて参りたいと思つております。

○秋山長造君 しつこいようでありますが、入場税のほうは誰にも取つてくれとか頼んだのじやないのに国が勝手に取上げて、それで自分で一割手数料を取つて返す。さうしてこのほうは道府県が市町村に頼んでどうか代りに取つて下さいと頼んでゐるのに、お前のほうは徴収費がかかり過ぎるからといふことで二〇か三〇ぐらいしかやらんといふことはちよつと私は筋が通らん感じがしないかと思ひます。むしろ逆に国のほうで入場税なんかはその二〇か三〇ぐらい手数料を取つて、あとは全部地方に返すというならまだ話がわかるが、頼みもせんのに取るときは一割も取つて、頼んで取つてもらうのには二〇か三〇しか渡さないのは余り虫がよ過ぎると思ひますが、どうですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 今の点は税務部長からいろいろ御説明申上げた通りであります。これは地方制度調査会が道府県民税につきましてゐる議論がございまして、当時大蔵の關係がどうのから非常に強調されておりましたことは、入場税を国税に移管をいたした場合には、徴収費という問題を離れて考へて、仮に全部国が取つて全部地方に還元するといふような形になるという、やはりこの徴収費といひますか、徴収努力を国は持つていないのじやないか、どうせ地方にやつてしまふのだから余り一生懸命取らないで適当にやらせるといふような痛くもない腹を探られるのは非常に困りますといふようなことで、例えば五〇国がとめ置いて九五〇地方に返すといふような話もあつたのであります。併し、それではどうもさういふ痛くもない腹を探られるから、どうかやはり一割ぐらゐにして頂きたい。大蔵省の初めの希望は二割ぐらゐの国にとめ置いて八割ぐらゐ地方に譲与するといふ御意見もありましたが、さういふ意見も妥協的な調整案として一割ぐらゐを国にとめて九割ぐらゐを地方に還元するといふことになつたのであります。従つてそのいきさつから申しますと、必ずしも一割といふものは、国が徴収費にそれだけかかるから一割取るというふうにびつたり割切れるものではないように私どもは考へてゐるのであります。恐らく入場税といふものは、地方税といひまして特別な徴収義務者を置いて徴収するのでありますから、徴収費としては一番少く済む税目だと考へておりました。勿論一割なんてかかる

はずはないのであります。さういふ意味ではなくて、今申上げましたように、少し物を深く考へ過ぎたような考へ方があつたかも知れませんが、さういふような考へ方ではなくて、一割だけは国に残して置くといふことにいたしましたわけでございます。

○秋山長造君 今の大蔵省の、ちよつと話が外れるんですけども、大蔵省の一割手数料を取るといふのは、痛くもない腹を探られるといふのは、一体誰がその腹を探るのですか、さういふことがよくわからない。大蔵省が、税金の取り方が自分のふところへ入らん痛くもない腹を探られるから、さういふことのないように一割取らんでもいい手数料を余計取るというのはいはれがわからんと思ふ。そんなことを言へば市町村も同じことですよ。府県民税の手数料を少ししかくれんから府県民税の徴収をサボタージユする、サボタージユすると思つたらいかんから、もう少し手数料を余計くれと市町村が言つた場合一割をやりませんか。そこはもう大蔵省が心臓の強いに似合はんで、この問題について非常に心臓が弱過ぎると思ふ。

○政府委員(鈴木俊一君) 今申上げましたことは、要するに調査会のいろいろな議論の過程におきましますことを率直に申上げたのでございまして、事実この例でも何といひますか、理窟の上で考へると、成るほど国が取つて国が使うものであればこそそこに徴収意欲が国税の實際徴収に當つてゐる者には出るであらうけれども、それがまるまる地方に還るものであるといふことであると、どうも徴収意欲といふもの

が減殺されるのではないかといふことは、理論的に考へられないことではないわけでありま。道府県民税と市町村民税との關係におきまして、市町村が全く自分の市町村民税を取らないで、全部これは道府県の道府県民税になつて行くんだといふような建前に若しなつておれば、これは全く市町村としては熱も入らんといふことになると思ふのでありますけれども、さういふことではなくて、政府案として出しておられますのは、要するに、取りましたものはいづれもこの割合によつて或る部分が府県民税になる、或る部分が市町村民税になる、要するにさういふふうになつておつてゐる。従つてさういふ徴収意欲といふものが、かような道府県民税を市町村に委任して徴収してもらうといふことから、何ら減殺されないような配慮をいろいろな点で加えておるつもりでございします。入場税の場合と市町村民税の場合とは、やはり私どもは考へ方を異にして考へておるのであります。従来いわゆるシャウプ勧告に基く現在の税制の中で、い／＼長所はありますけれども、半面若干我々遺憾に考へておりますのは、責任を最も今日強調する余り、府県と市町村或いは国と地方団体といふものの間を余りにも他人行儀に考へ過ぎて、国の仕事は全部国の出先機関でやる、府県の税金は全部府県の出先機関を作つて府県が徴収する、市町村には厄介にならないうといふような、さういふような余りにも割切り過ぎたところがあつたと思ふのであります。これらはやはり経済的に税金を取るといふことを考へますならば、やはりこの市町村、府県、殊に一

般住民に直結しております市町村に或る程度この税の徴収ということについてお願いをするのは、それが又實際地方の事情にもよく合致して徴収の案を上げることができるのであるというふうな考えがたけでありまして、今回はそういう意味から道府県民税は創設いたしますけれども、その賦課徴収については、これは率上げて市町村に一律する方式にしておるわけでございまして、これは御心配のような点も若干あるかと思いますが、むしろ今までの根本的な考え方をこの際改めて、いまだ協力的な考え方でこれは考えてもらわなくちや困る。又私どもも若しもこの法案が成立いたしますならば、そういうことで一つ府県と市町村との間のもつと協力的な関係を強調をいたしたいというふうに考えておるのであります。

○伊能芳雄君 昔不動産取得税というのがあつたと思いますが、県と市町村と分けた時代がある。あのときや市町村が取つておる。もつと前に所得税の附加税時代には、やはり市町村側が県から取つておると思いますが、そのときにどのくらいの徴収費を払つておつたか。それが一つの今度きめる場合に多少参考になると思うのであります。今ここではわからんでしようが、調べておいたら幾分参考になると思います。不動産取得税のときなんかは幾らも実際やつてなかつたと思ひますが、調べておいて是非参考にしたらいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 今の徴収費につきましましては、お手許に配つてあります。この参考資料のほうに都道府県民税と市町村民税の徴収費がどのくらい

かかつておるかというそれ、数字がございまして。先ほど来税務部長が説明いたしました数字は、むしろ実際の現在の市町村民税の徴収の費用等の点も睨み合せて申しておるわけでございまして、そういうような現実の徴収費から考へて参りますと、先ほど五%から七%の中間においてなおよく調査した上できめるようにいたしたいと申上げたことは、これは決してこの市町村の徴収費に満たないというふうな結果にはならないだらうと思うのであります。今伊能先生のお話のございました点も確かに一つのもつと思ひますが、今の検討の際には一つその辺を更に検討してみたいと思ひます。

○秋山長造君 その点はもうしつこく言ひませうけれども、よほど考へて頂きたいと思ふ。又考へてやらねえと、そう法律でこうきまつたからこうならざるを得ぬのだというように機械的に行かないと思ふ。實際問題としては、又一方にこの入場税なんかの問題があるだけに、これは何を見せようわけですから、市町村側からは必ずこれは入場税は一割を取つておるじやないかということをやつて来ると思ふ。だからそういう摩擦を要らんことと起す前に、やはり最初妥協なところから出されたほうが私はいいと思ふ。それからもう一つ最後に御尋ねしますが、今度の入場税の国税移管の場合、これも先だつて大蔵委員会との連合委員会のときにも問題になつたのですが、入場税の第三種、パチンコや麻雀ですね、入場税第三種をどういう理由から知らんけれども、そのまま放置して、そうして一種と二種とを持つて来た。その跡始末をどうするかという問題が一つ残つておるわけですが、これについて何で聞くところによれば、自治庁のほうでは娯楽施設利用税というふうな何か新しい税金を起そうとかいふような御意向のようですが、その点について一つお尋ねしたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 率直なお答えをいたしたいと思ひます。地方制度調査会と税制調査会で入場税は国税に移す、併し国が徴収しただけの殆んど大部分を地方税に還元するのだ、言ひ換へれば、地方税を国が代つて取つてやるのだ、こういう線が出たわけでありまして。従ひまして入場税国税移管が政府案としてきまりました場合に、パチンコ屋とか麻雀場とかゴルフ場という第三種の施設の部分は当然国税として立案されるものだと思ひます。期待しておつたわけでありまして、その間におきまして大蔵省では、第三種施設に対する課税はやめたという、こういう意見を見えに伝えられたこともござい

ます。併しなごら私たちがいわゆる取りにくいものだけ地方税として法定するということとは筋が立たない、従来も国税として徴収されておつたものでありますから、又国税に戻します際に全部国税として立法してもらいたい、そしてそれだけの収入を率上げて地方に持つておつたわけでありまして、ところがいよいよないきさつがございまして、結局地方税には、第三種施設はもとより法定はしない国税の入場税にもそのものが抜かされたままで提案された、こういうふうな結果になつてしまつたのであります。その国会の経過を見て参りますと、入場税の国税の中へ第三種施設を入れるという意見は余り

ないようであります。併しなごら現状を見て参りますと、やはりこれらには課税すべきであると思ふのであります。そこで私たちがとしては是非地方税に法定してもらいたい、こういう希望を持つておるわけでありまして、そうしてそれを入れてもらわなければ娯楽施設課税と税という姿が望ましいのじやないかというふうな考へておるわけでありまして。

○秋山長造君 大蔵省がこれを残した理由というものは、やはりこの一種、二種に比べて第三種は徴収が面倒くさいからというふうなことが主たる理由ですが、その残したいきさつをもう少し詳しく聞かしてもらいたい。

○政府委員(奥野誠亮君) これは私の推測でありますのでそのようにお聞き取り願ひたいと思ひます。入場税に反対意見はかなりございまして、その入場税国税移管の反対の意見の中にも、第三種施設に対する入場税についての反対意見が特に強かつたと思ひます。これが一つの問題だらうと思ひます。もう一つは、入場税の中でも第三種施設に対する課税は、映画館なんかの入場の場合とちよつと違つた面は事実あると思ひます。一つは入場行為に対する課税であります、今申上げておりますのは施設の利用に対する課税であります。若干そこに違つたものがございまして、而も施設の利用に対する課税が、或いはむしろ免許税的な形でもとらない限り徴収を確保することは困難であります。そういうふうな性質に性質が違ひますので、むしろ施設の対象も数が多いわけでありまして、むしろ金を取るよりも地方で免許税の形で

徴収したほうがより合理的じやなかろうかという考へ方も立つたかと思ひます。両方の考へ方が入り混つて結論としては大蔵省はこれを国税として法定したくないというふうな考へたのだらうと思つております。

○秋山長造君 どうもそういう点がやはり我々が再々言うように、大蔵省が非常に地方財政の問題を扱う態度が大ざつぱだというか、まあ誠意がないというか、実にあつた野となれ山となれしてさつさと食ひ逃げた恰好で、私は自治庁あたりはもう少し憤慨してもいいかと思ふのです、腹の底から。こういうことをやられてそれで泣き寝入りしておる気持は私にはわからんですよ。本当にですね、実にこらんなかでも地方を馬鹿にしてますよ。それで今度地方が財源に非常に困つておるところへ、今いよいよな娯楽施設利用税というふうなものを仮に起すとしたら、そういたしますと結局従来のこの地方税であつた入場税よりも今度の国税に移管された入場税、そうして新らしくこの作られる娯楽施設利用税、両方の税負担というものを比べて見た場合に、うんとこれは増税になるのですよ。一般の地方住民にとつてはそんなことをしてもらつてもあつとも有難いことではない。奥にこういうことをやられることは迷惑です、地方としては。而も又今度も改正の根本方針に据われておる税務行政の合理化といううなことから考へてこれは極めて不合理だと思ふ。その点如何ですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 御説について同感の点が非常に多いわけでありまして。ただ娯楽施設の利用に對します課

税の対象が非常に多いものでありますので、どちらかと言いますと、国でやりますのと地方でやりますのと比べました場合に、一層地方税でやつたほうが妥当だ、こういう言い方も成り立つうかと思うのであります。

○秋山長造君 それはその言い方というのは、これは大蔵省の言い方なんですか、それともあなたの言い方なんですか、そこをはつきりしておいてもらわないと考へようがない。

○政府委員(奥野誠亮君) 最初に率直に申し上げたように、大蔵省側から申入がありましたときに、私たちは断わりました。国で徴収してやろうというのに選り食いをされることは困る。全部国税として徴収してもらつて、その九割を地方財政の財源として与えてもらいたい、これが私たちの主張でありました。その後先ほど申し上げましたような経過を経まして、今日では娯楽施設利用税を地方税としてこれを法定してもらいたい、かような考へ方を持つておられるわけでありまして、そうすることによつて、又衆議院修正による地方財源の穴埋めをいたして行きたい、こういう考へ方を持つておられるわけでありまして。

○委員(内村清次君) それでは他に松澤委員から一般質疑に対しては発言の申入があつておりますが、本日所用のため出席がされておられません。これは他日逐条説明のときに発言をするということでございますから、その際に取り扱ひまして、この一般質疑はこれにて打切つてよろしいでございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○若木勝蔵君 なお逐条のときに又関係あつたらばやることにして。

○委員長(内村清次君) なお関係する

質疑がありましたならば、逐条のときにそれをやつて頂きます。それでは一般質疑はこれにて打ち切ります。

この際、通商産業委員会の委員長中川以良君から、通産委員会において決定した地方税の一部改正法案の修正申入について発言したい旨の御通知があつておりますので、この際発言を許可することにいたします。

○委員(外議員中川以良君) 当委員会において地方税法を御審議中、ここに貴重なるお時間をお与へ頂きまして、通商産業委員会におきましての修正希望の件につきまして御説明をいたししますことをお許しを頂きましたことは誠に有難く厚く御礼を申し上げる次第であります。

通商産業委員会におきましては、御承知のごとく昨年来この電力料金の問題につきましては異常な関心を持ちまして種々検討を加えて参つて来たのであります。殊に電力が国民生活の安定の上から申しまして、又今後の日本の産業の進展の上から申しまして極めて重要なものでございまして、この値上げに關しましては、殊にできるだけこれを抑制し、不当な値上げは一文もいたすべきではないという観点の下にいろいろ検討をいたしたのであります。で、政府側の説明を求めて参りますと、先ず原価計算を厳重に検討いたしますと共に、政府としては、一方において開業銀行の金利の問題、又法人税の問題、それから固定資産税の問題等につきまして、これらの軽減処置を講じて、電気料金の原価に及ぼす影響をできるだけ少くして行こうという説明であつたのであります。私どものほうの通産委員会といたしましては、先ず

第一に、電力会社の経営の合理化並びに技術の向上、殊に冗費の節約等に対しては、厳重な警告を与えまして、この原価の算定につきまして通産当局が飽くまで公正にこれを算定することを要望し、又電力会社関係方面に對して参つて来ておられるのであります。そこでこの方面から電力原価の上つて参りますことを抑制すると共に、一方先ほど申しました政府の税制に対する措置についても又検討を加えて参つております。たゞ、地方税法案が新らたに出て参りましたので検討いたしましたところ、この中において次に申し上げますような事項については是非御修正を願ひたいと思ひまして、それはお手許に差上げております修正案要綱に示されております。

極めて簡単に御説明申し上げますと、先ず固定資産税の税率の特例を設けますこととございまして、この固定資産税は、現行法におきましては従来標準税率が一・六%改正案におきましては一・五%となつております。而もこれが二%までは自由に率を上げることができ、それから衆議院の修正で二・五%までは許可を受ければ上げることができ、それを見ても参りますと、私どもが最も恐れますことは、政府の説明によりますと、金利その他この税の軽減の措置によりまして電気料金の原価に響きまする削減を四十六億円と言つておるのであります。ところがこの標準税率が一・五%になりましたら、二%までは自由に上げられるので、恐らく私どもは懸念をいたしますのは、各市町村が最高の限度まで持つて行く虞

れが多分にあるのであります。それからこれに伴ひまして自治庁のほうのお話によりますると、評価の値上げを今回やつておられる。これがどうしても値上げになつて参ります。それから従来の収益補正の特例も、今回標準税率が一・五%になつたからしなくてはいいというふうな御意向があるように承わつておるのであります。そういういたしますと、現行法で以て電力関係の固定資産税が七十三億八千万円になつておりますのが、この改正案が政府の言うがごとく実行されますならば、五十七億三千万円でございますが、今私の申し上げたような、殊にいわゆる超過税率が適用され、特例がなくなり、而も評価の値上げが実行されますと、これが、百億円になる計算になります。そういういたしますと、政府の申しました四十六億円が引下げになるといふことが全くこれが有名無実になるのであります。こういう点から、私どもが考へましても是非この点は今修正案要綱にございましては百分の〇・七に一つ御修正を願ひたい。而も二%までの幅はこれを認めないようにして頂きたいということがこの修正の要綱でございます。

それからその次は電気ガス税の問題でございますが、電気ガス税に關しましては、私どもは税の公平なる原則から申しまして、一部の産業に免除をいたし、多数の産業或いは民生關係にこれを課税しておりますことは極めて不合理であるので、これは今後の日本の産業の発展と民生の安定のためには、かような電気ガス税というものは是非撤廃をしてもらいたいという切なる要望を通産委員会は申しております。

併し今直ちにこれを撤廃をいたしますことはなかなか困難であらうと存じますので、百分の十を百分の五、半減にしてみたいという修正でございます。この電気ガス税につきましても、この修正には関係が直接ないのであります。が、電気料金が各地域ごとに地域差を持つております。而もその地域差による電気料金を基準として電気ガス税がかけられております点も極めて矛盾をいたしておりますので、これも将来は何かの方法でこの不公平をやはり是正すべきであるという意見が強く述べられておつたのでございます。

それから附則は、これは予算措置が必要でございますので、差当り二十九年度はいわゆる政府原案の基準によるように特別な措置をするということとを載つておるのであります。

それから五番目の点は、固定資産税の非課税の範囲を狭くしていただきたい。即ち水力発電所における魚道及び流筏路等に從來は固定資産税がかけられております。これらは固定資産税の対象から除いてもらいたい。更に公共の被害防止のために施設せる煤煙防止装置等につきましても固定資産税の対象から除いて頂きたい、こういうことをお願いを申し上げておる次第でございます。

この点は只今の修正案要綱並びにお申入に對する説明書がプリントをいたして差上げてありますので、これによつて一つ御覧を頂きまして、何とぞ通産委員会の意のあるところをおくみ取り頂きます、是非一つ御修正を賜わりますようにここにお願いを申し上げます。誠にどうも有

難うございました。

○委員長(内村清次君) この点につきまして質疑はございますか。

○秋山長造君 中川委員長にお尋ねしたいのですが、これは通商産業委員会の決議なんですか。

○委員外議員(中川以良君) さようでございます。

○秋山長造君 内容はよく検討させて頂きたいと思うのですが、一応只今の御説明はわかるわけなんです、こういう問題が起つて来るということ、そのことが大体電気事業の公共性が如何に大きいことかということ、それを証明しておると思うのですが、それでこの電気事業を現在のような形の民営がいいか、それともやはりこういう公共性の非常に強いものであるだけに国家管理なり何なりという方式をやはり考えるべきではないかという様な根本問題にやはりぶつかっているのが、通商産業委員会です、そういう根本的な問題について御研究になつておるかどうか、その点ちよつと伺いたい。

○委員外議員(中川以良君) 只今の御説明でもございまして、私もその点の点はいろ／＼の角度から検討いたしましたのでございまして、この電気事業につきましましては、電気事業法が近く政府から提案をされる予定でございまして、この中にそういう点がある／＼と織込まれて参ると存じますので、不幸にして本国会には未だ提案の運びには至つておりません。ガス事業法は先般提出されましたが、これは通つたのであります、電気事業法が提案をされましたならば、更にこの点は／＼検討を加えまして、通産委員会といったし、まして万遺漏なきを期しておる次第でございます。

でございます。

○秋山長造君 この点中川委員長に伺います。これは電気事業法が出るべくして非常に遅れておるというところについて、い／＼な話を聞くのですけれども、この真相はどういう理由によつて遅れておるのですか。遅れておる理由をちよつと御承知でしたら……。

○委員外議員(中川以良君) 私はどうも理由がどこにあるかよくわかりませんが、成るだけ早く出すように政府を督促はいたしております。政府内部のい／＼なやはり各省間の折衝等が未だ十分なる妥結点に到達をしていないのではないかと私は推測をするだけでございます。

○伊能芳雄君 中川委員長に御質問申し上げますが、固定資産税の問題です、これは地元にあるというので地元の町村、そうして今度の改正案は或る限度を超えたものは県が取る、こういう建前になつておりますが、電気料金を上げないというところは、私もこの点については全面的に賛成するのがあります。かといつて、そういうものがある、税が取れべきものをうんと安くして、そうして電気料金を上げないようにする、これは結局、結局こういふ町村や県の負担において電気料金を上げないことにするということになるので、負担関係においてその辺の調和というものが、どの辺に調和を求めたいかという問題だと思ひます。料金を安くしなければならぬ。併し料金を安くするためにそういう税金を取れば、きつと町の町村に、お前の所は気の毒だけれども我慢しろということを抑えて、そうして一般の電気料金を安く

する、という考えがこの辺の調和の問題と私は思ひますが、それをどの辺に置いたら、どの辺まで安くして、一方には町村にも入れ、県にも入れて、そうして又電気料金のほうもこの辺で仕方がないという調和の問題だと思ひますが、如何でございましょうか。

○委員外議員(中川以良君) 私のほうはこの税の、殊に電気関係と對する政府の特別の措置につきまして政府当局の説明を聞いたのであります、先ほどお話をいたしましたように、その際には大体この措置によつて、これは開業銀行等の金利も入りますが、四十六億圓は電気料金の原価に算入するべきものが算入されないという解釈でございました。それを基礎に／＼検討して参りました。ところで今回地方自治庁のお話等を／＼承つて参りますと、ややもすると先ほどお話ししたようにその四十六億圓というものがふつ飛んでしまふというやうなことが考えられますので、そうなつてはいかぬのでございまして、むしろそうなるのと電気料金を値上げする口実を電力会社に与えるやうな結果に相成ります。そういうやうな建前から考えまして、こういう修正をして頂くのが一番妥当ではなからうか。今のお話の各町村或いは県の税金を取つてこつちへ持つて来ようというのではなくして、初めの政府の御説明の原案に基いて公正に検討を加えたやうな次第でござい

ます。よろしく御了承願ひます。

○伊能芳雄君 こういうやうなものは仮に安くした分は少くとも電力会社のそれだけの費用が、公租公課ですから、その分がその会社の経営上からはつきりプラスになつてそれがどこまで

も料金の分のほうに向けられるという

ことは確かなものでか。

○委員外議員(中川以良君) 私どもはこの修正をお願いいたしましておりま

すのも、一電力会社の経営の面を考へて、国家的見地から見まして、いゝゆる公益企業である電気料金の値上げを少しでも抑制しようという面から、この修正よりもつと私どもが重く見ておりますのは電力会社の経理内容の充実、或いは経営の合理化、技術の向上等について非常な関心を持ち又嚴重な警告を呈しておる次第であります。只今のお話の電力会社の料金に、それだけつまり安くなつて行くかという御質問であるかと存じます、それは私は当然固定資産税の降減というの電力方面からはそれだけは明瞭に安くなつて参ると思ひます。又そうならなければならぬ問題であります。電気ガス税のほうは電力料金とは別でございまして、産業面がそれだけいゝゆる安い電力をもらうやうな結果に相成るやうな建前でござい

ます。

○堀末治君 ちよつと中川委員長にお尋ねいたしますが、今水力発電所における魚道とか流筏路と言われまして、この魚道、流筏路というのは今どのぐらゐあるのですか。

○委員外議員(中川以良君) 恐らく今の魚道、流筏路、殊に魚道は各水系には殆んど私はあると思ひます。それから流筏路のほうはこれは或いは流さない所もありまして、大半大きな発電をする所は大体従来流筏路をしておつたやうであります。確たる数は今ちよつと書類を持つておりませんが、わか

と思ひます。

○堀末治君 もう一つ、こういうものは今まで固定資産税がかけられておりましたか。

○委員外議員(中川以良君) かけられておるのでございます。殊に私どもも一つおかしなのは、例えばダムを作ります際に仮締切というのをやつておる。そのために仮締切間の間の水を横に流すためにトンネルが通つておる、いゝ／＼ダムがでけるとそのトンネルは潰してしまふ、それに対しては実はかかつておるのであります。これも修正したらどうかという点もあつたのでございまして、これははかの電力関係外の事業等の関係もござい

ますので、一応今回はお願いをしなかつたのでござい

○小林武治君 ここにある三百五十条の一項、これは税率を引下げる、こういうお話ですが、電気料金というものはいつまでも上げないでおくというわけには参らないと思ひます。従つてまあ私の申したいのは、電気料金の全体のために地方の電気施設のある町村が税金において犠牲になるということ、私は、私はいゝ／＼のものは恒久的であつてはならないと思ひます。従つて、従ひましてこういう規定は或る程度私は臨時的なものでなければならぬといふふに思ひますが、その点は如何ですか。

○委員外議員(中川以良君) 電気料金を飽くまで抑制するということは、これは電源開発をやりますればそれだけ資本金が嵩んで参りますのと、殊に以前のもので最近のものとを比べますれば、物価も上つておりますので、この資本金の比率はますます／＼重くなつてお

ります。それだけのものは、これはもう止むを得ず値上げをしなければならぬ時期も到達するものと存じますが、現状といたしましては、できるだけ一つ上げるのをこの際……日本の今日の産業の発展、国民生活の状態等を眺めまして、この程度の抑制はして、電力料金の値上げは少しでも、一つ多くしないようにいたしたいという精神でございます。

○小林武治君 これは公平の観念からして、全体のために部分が犠牲になるというふうな考え方は私はよくない、こういうふうな思ふのでありまして、今年上げては困るということは、これは誰もが感じておる。従つてこのために或る程度の犠牲を強いるということはいが、その犠牲が、例えば次にいつやるかわからんが、電気料金の値上げというふうな場合にも、このほうだけを抑えておくというふうなことは、私は公平を欠くと思ふのでありまして、考え方としては、私はこういうふうなものには飽くまで臨時的な措置でなければならぬ、こういうふうな考えでおりますが、これは御同感下さいませんか。

○委員外議員(中川以良君) 更に電気料金が値上げをしなければならぬ要素が多く出て参つた場合にこれ以上又市町村の取得になるべき税金の圧縮をするというふうなことは、これは私は考えるべきでないと思ひます。止むを得ないその理由のごさいまする電気料金の値上げというふうなものは、これは政府といたしましても値上げを当然しなればならぬものと存じます。

○島村軍次君 ちよつとその点で、修正案の最後は、本年度は財源の關係があるからその後にしておくというのじやないのですか。

○委員外議員(中川以良君) 本年度、二十九年年度は、これは予算措置に伴つておりませんので、一応原案にもございませうな線をここに引つております次第であります。

○島村軍次君 そうすると将来を見越してという今小林さんの意見の点と関連を持つのですが、今年度は原案通りで、将来の電気料金の關係があるから上げんようにしてくれ、こういうふうな簡単に考えていいわけですか。

○委員外議員(中川以良君) ちよつと御質問の趣旨がわからないのでございしますが、今おつしやつていらつしやるのは、附則三項と四項の問題でございませうか、この修正案要綱の……

○島村軍次君 ちよつと研究してみなければわからないのですけれども、本年度は予算の關係もあるから上げない、そういうことでございませうか。

○委員外議員(中川以良君) それは政府原案におきまして、いわゆる本条においてきめた率に對しまして本年度はこれ……だという特別措置を講じてあるのであります。附則にそれと同じやうな過剰をここに示した次第でございませう。

○秋山長造君 この電気料金を上げるか、それとも固定資産税を下げるかという二者択一の形でこの問題を出さるゝことが非常に多いのですが、我々地方税の問題を研究しておつて、そういう形でこの問題が持出されるということに非常に疑問を持つのです。というのは、電気料金を抑えるならば税金をまけろ、税金をまけろのなら電気料

金を上げさせろ、こういう非常に簡単な議論をされやういのですけれども、私はやはりもう少し簡単に二者択一でこの問題を提出すべきでなく、やはり会社の経営内容なり、経理の内容その他十分検討した上で、考えなければ本当の解決はできないと思ふのです。それはそれとして、もう一つ考えることは、一般の企業誘致なんかでしてたら地方は非常に熱心にやるわけなんです。工場誘致なんかは大歓迎するわけなんです。ところがダム建設というのにならぬと、これはその犠牲が非常に大きいわけなんです。

それだけに地元の町村としてはこれはいろいろ／＼な面でもむずかしい問題にぶつかつて、非常に精神的にも物質的にも大きな犠牲を払つてゐるのが実情だと思ふのです。そしてそれだけの犠牲を公のためにだかといふことであえて我慢をして、やつと税金がかけられるという段階になつたら、今度は税金をかける料金を上げるのだから、料金を抑えるためには税金は安く我々我慢しろ、こういうことを町村へ強制するわけなんです。そういう形が果して適當であるかどうか。勿論発電事業というのはこれは国家的な事業なんですから、何らかの面においてこれを保護育成するといふことは必要なんですけれどもね。ただその保護育成といふことが、直接地元の町村にのみその責任をかぶせるようなこういうやり方というものが適當であるかどうか、こういうことになるかどうか我々は疑問を持たざるを得ない。それでむしろ国税の面なり或いはさつき言つておられた金利の面なり、何かそういう国の手でやれる面、そういう料金値上げの問題と

の矛盾を解決する方法を求めて、そして直接地元の固定資産税というやうな問題にはむしろ余り苛酷な犠牲を強いるやうなやり方はしないほうが、地方財政の事情からいつても、又本質的な立場から考えても適當なんじやないかというやうにどうも思ふてならないのですが、その点どういふやうにお考えになりますか、これは自治庁のほうにもちよつとお尋ねしておきたいと思ふのですけれども。

○委員外議員(中川以良君) 先ほどもちよつと御説明いたしましたのであります。が、私も政府の当初の説明を聞きました数字と比較いたしましたして、今回地方税法案に示されました基準の数字等を勘案してみますと、どうもそこに矛盾がございしますので、私は決して地方財政を圧迫して電気料金を下げようという考えは毛頭なかつたのであります。政府が一応閣議決定をいたして、電気料金の抑制のために、はさうして税制措置をとるといふ話を基準にして申上げておるやうな次第でございませう。決してそれ以上地方財政を圧迫して電気料金の引下げをやるべきだといふ議論ではないのでございませう。ただちよつとここで申上げておきますと、償却資産に對する固定資産税の割合等を見ますと、二十七年年度の固定資産税を分析してみますと、大体固定資産税の課税の標準といふのは電気事業が三千一百四億円になつております。その他の各産業等は八千八百九十九億円になつております。この比率を見ますと、電気事業が二五・九％の他が七四・一％になつております。殊にこれが税額を今度見まするときには、電気事業のほうが一十一億

八千万円、それからその他が八十二億四千万円で、三八・六％と六一・四％といふやうに非常に電気事業のほうは税額の負担は重いのであります。この税率で比べますと、平均税率を見ますと、ときに、電気事業のほうは一・六七％その他のものは〇・九二％といふやうになつておるのでございませう。これはさういふやうな点等を見まして、政府のほうで今回の税制措置がとられたものと思ひます。殊に法人税のほうは相當の額やはり引下げられておる次第でございませう。地方税だけに重い荷をかけておるのではなからうと思ふのであります。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今お話をいろいろ承つておりました、自治庁はどういふやうに考えるかといふお話でございませうが、固定資産税のうち殊に電気、ガス、殊に電気の償却資産が非常にたくさんあると、そういうやうな市町村では非常に多くの税収があつて何かそれが非常に無駄に使われておるのではないかと一部に疑惑が今まであつたわけがございまして、そういうやうなことが又半面この電気についての固定資産税が非常に過重であるといふやうな話と結び付いていろいろ批判があつたことは事実でございませう。今回の政府の案におきましては、さういふ点も考えまして、一面大規模な償却資産としてこの発電施設などにつきましては一定の限度を超えるものは府県がこれを課税するといふことで、市町村がさういふ無駄なことに使つておるやうなものは併しなからこれが所在する市町村といたしましては、やはりダム等がございませうために、いろ

いろいろ加作その他関連の度合に影響を持  
つ、又普通の工場等と違つてそこから  
直接的にいろ／＼の所得が上つて来な  
い、従つてそれを見返りにするところ  
のいろ／＼な税収というものも殖えて  
来ない、むしろ消極的な面の方が相  
当あるということもこれ又事実であり  
ます。今回は更に問題は新しく建設  
される各所の各種の発電用施設が非  
常に建設費が高つく、従つて設備  
が高つくということが強調せられて  
おりますので、原案においてはやはり  
新規に建設するところのものについ  
て、建設後五年間は三分の一にし、そ  
の後の五年間はそれを三分の二に評価  
減をすると、従つてこれは税率から言  
えば三分の一に落すと一・五%のもの  
は〇・五%ということに初めの五年間  
はなるわけでございます。そういうよ  
うなことをやつて来たわけございま  
すが、それでもなおこの当時通産省と  
いろ／＼お話をしておりました際に、  
もつと一つ考えてもらいたい、要する  
に新しいものだけでなく既設のもの  
についても更にその点を考えてもらい  
たい、こういう強い要望がございまし  
て、その今の新しいものについて三  
分の一、或いは三分の二減するとい  
うのを、更に二十九年度に限つては六分  
の一にする、要するに本年のこの政府  
原案では一・五%になるわけござい  
ますが、その要するに六分の一とい  
う税率のほうに換算をする、そういう  
結果になるわけでございます。ですが  
ら〇・二五%ぐらいになるわけござい  
ます。そういうような程度にいたして  
おりますのでございしますが、このお話  
では二十九年度はそのままにして置い  
て、三十年度以降かような措置を更に

講ずるようになつてという御趣旨のようにな  
つたわけでございますが、これをざ  
つと計算をいたしましたも、お話をざ  
と百億ということでございますが、これ  
はどういう計算の御趣旨かちよつとよ  
くわかりませんのですけれども、相当  
のこれは大きな減税になるわけござ  
います。また電気料金の中に占めま  
する割合をいろ／＼承りまするとい  
うと、たしか固定資産税は千分の二ぐ  
らいのこと、やはり一番大きな重圧  
は金利負担が一番高いというふうに承  
わつておるのであります。そういうよ  
うな点がいろ／＼ございしますので、  
私も少しは検討をしましては、この案につ  
いては少しよく検討をしそしてにわかにか  
ような法案につきましては賛意を表し  
がたいと思うのであります。殊に過去  
の分などにつきまして、今申しました  
ような建前で六分の一にいたしました  
ことに對しましては、非常に深刻なる  
発電施設所在の町村から実情を訴えた  
痛烈な叫びがありますので、これは私  
どもも事実そのようなことがあると思  
うのでございしますが、これは政府は二  
十九年度限りということでは慰めて  
来ておるのであります、これがこの  
ような案になりますと、将来ずつとそ  
ういうことになる、これは非常に大  
きな所在町村としては財源上の變動と  
いうことになると思ひます。なお課税  
の実際上の数字につきましては、更に  
税務部長から若し御希望があれば詳し  
く申上げたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) なおこの問題  
につきましては審議を重ねて行くこと  
にいたしまして、今日は委員長の申入  
を一応聞いて質疑をしたということで  
終つておきたいと思ひます。それでよ  
ろしくお願いしますか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(内村清次君) ちよつと速記  
をやめて下さい。  
〔速記中止〕  
○委員長(内村清次君) 速記を始め  
て。  
それでは本日はこれを以て散会いた  
します。  
午後五時十九分散会

昭和二十九年五月十二日印刷

昭和二十九年五月十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局